

Ⅲ 第3次交渉の後

は し が き

7月13日の平和条約案公表および9月4日サン・フランシスコ会議開催の通報の後においても条約案・議定書案および安全保障条約案について日米（英）の間になお多くの交渉が行われた。その一部についてはすでに第Ⅱ部「第3次交渉」において触れたところであるが、ここに日時を追い事項別に説明することとする。

なお、安全保障条約に関しては、この期間にきわめて重要な話し合いが行われ重要な修正が加えられることとなったことを、とくにここに指摘しておきたい。

第 1 7月13日の総理の内奏

総理は、7月13日午前、宮中に参内され、第3次交渉の経過と条約案の大綱について内奏された。

10日、箱根に総理往訪の際、内奏資料を用意するよう下命があつて、11日作業し、12日目黒官邸にとどけたものである。

内奏資料は、付録60に収めてある。詳細はそれによつて承知ありたい。

第 2 7月13日の総理のダレス特使およびシーボルト大使・リッジウェイ総司令官宛私信

内奏の用意と同時に条約草案公表・サン・フランシスコ会議開催決定の機にダレス特使宛謝意（陛下の御意をも添え）表明のため私信を用意するよう総理から指示があつた。11日内奏資料といつしよに作業し12日目黒官邸にとどけた。

私信案は、

「今般貴国および英国の共同作成にかかる対日平和条約草案を受領するとともに平和条約調印のための会議を来る9月4日を期してサン・フランシスコに招集する旨の通告を拝承した。

わたくしは、貴国が複雑険悪なる現下の国際情勢の裡に既定方針どおり対日平和条約の早期締結を推進せられて、今やわが国民にその長きにわたる期待の具現の近きを

(140)

感知せしめられたことにつき、貴国にたいし満腔の感謝を捧げると同時に貴国がわれわれにたいし平和条約の内容について吾人の見解ないし要請を披瀝する機会をじゅうぶんに与えられ、かつ、可及的最大限度にこれを参酌されて条約草案に採用され、かくして史上ほとんど例を見ない寛大にして公正な平和条約一真に和解と信頼の平和解決を作成されたことにたいし無限の感謝を表明するものである。これは、貴国のわが国にたいする厚い理解と同情の賜であることは申すまでもなきことながら、意見を異にする連合諸国の間に処して今日この段階まで事を運ばれた貴大使の偉大なるステートマンシップと鏝骨の尽力によること絶大なるものがあることを熟知するわたくしは、ここに更めて貴大使にたいし深甚な謝意を表明するしだいである。

本日、わたくしは、皇上に拝謁して陛下にたいし親しく平和条約問題の経緯と通告された条約草案の内容につき奏上いたした。陛下におかれても、殊の外御満悦に思召され、とくに貴大使の御尽力にたいし格別の感謝の意を洩らされたしだいであつた。よつてわたくしから陛下の貴大使にたいするこの御気持を貴大使に伝えたい旨申しあげたところ、陛下におかせられては、ぜひ左様取り計うべき旨の御沙汰であつた。ここに謹んで陛下の貴大使にたいする御謝意を伝達申しあげるしだいである。

平和条約草案すでに成るといへども連合諸国とわが国との間の平和処理に関しては、なお渺からぬ、また、意想外の困難の派生することなしとは断言できない折から、今後とも貴大使の倍旧の御幹旋と御尽力とを御願申しあげるしだいである」というものであつた。

13日朝9時半に来邸せよとの連絡があつていそいで目黒官邸にいくと、先着の次官を前に総理は「こんな手紙を書く奴は首にしると次官にいつているところだ」といつて私信案を返された。

私信案の上の空白には「余りに悪文也 注意を要す」と大きく書きいれあり総理自からつぎのように短縮し修文されていた。

「今般アリスン公使より対日平和条約の草案を受領するとともに平和条約調印のための国際会議を来る9月4日を期してサンフランシスコに招集する旨の通告を拝承した。

わたくしは、貴国が複雑多難なる現下の国際情勢の裡に既定方針どおり対日平和条約の早期締結を推進せられ、平和条約の内容についても吾人の見解ないし要請を披瀝

(141)

する機会をじゅうぶん与えられ、かつ、これを参酌されて条約草案に採択され、寛大かつ公正な平和条約を作成されたことにたいし深甚の謝意を表明するものである。これは、貴国のわが国にたいする厚い理解と同情の賜であることは申すまでもなきことながら、意見を異にする連合諸国の間に処して今日この段階まで事を運ばれた貴大使の偉大なステートマンシップと鐵骨の尽力によること絶大なるものがあることを熟知するわたくしは、ここに更めて貴大使にたいし深甚な謝意を表明するしだいである。

本日、わたくしは、皇上に拝謁して平和条約問題の経緯と通告された条約草案の内容につき奏上いたした。陛下におかせられても、殊の外御満悦に思召され、とくに貴大使の御尽力にたいし格別感謝されたしだいであつた」

「備忘録」（7月13日）は、「…ダレス宛私信案につき例により“こんな文書をかぐやつは首にせよ”とお目玉を頂戴する。私信が丁寧すぎたらし」としている。

ダレス特使宛総理の私信（7月13日付）とシーボルト大使・リッジウェイ総司令官にもということを出された同大使と総司令官に宛総理の私信（7月13日付）は、ともに小畑くんが上記の案をみて、（わが政府のサンフランシスコ会議にたいする代表団派遣の保証にも言及し、別に英文で起草したものである。

両私信は、7月14日午前、シーボルト大使に手渡した。総司令官宛私信は別に総司令部にとどけられた。

総理の私信にたいしリッジウェイ総司令官は、7月19日、返信を送り「条約案公表によつて早期平和へ向つて確実に前進し、日本が独立を回復し世界の自由かつ尊敬すべき諸国家の間にあつて完全なる権利と責任を負担すべき日は近づいた。条約案の諸規定をみて、同じように感謝の念をいただき、また、日本国民の偉大なる才能と豊富な文化的過去は自由世界が熱心に希求しつつある目標に寄与するところ多大であろうことを期待するものである。かく申すとき、わたくしはアメリカ国民の感情を申しのべていると思うた旨をのべ「御承諾をえられれば」総理のメッセージを関係者および「わが政府の承認があれば」アメリカ国民に伝達したいといい添えてあつた。

そこで、総理は、即日、「どうぞそうしていただきたい。実際のところ、わたくしの方にさようなことをするのが適当であるかどうかという問題さえなかつたなら、わたくし自身直接アメリカ政府とアメリカ国民に感謝の意を表したかつたのである」と答えられた。

上記の総理・リッジウェイ総司令官間の往復文書は、平和条約の最終案も公表されサンフランシスコ会議開催も決定した後、8月22日国務省および国防省から公表された。

7月14日シーボルト大使に手交したダレス特使およびシーボルト大使宛総理私信ならびに総理・総司令官間の7月13日、7月19日の往復私信は、それぞれ付録61と62に収めてある。

第3 在日連合国財産補償問題

1 7月20日の外交部からの連絡

7月20日午前、外交部フィン書記官は、求めによつて往訪した条約局長（藤崎同道）に下記の趣旨を連絡した。

「確定的ではないが英国側も法案に異存がないようである。条約最終案が発表される場合第15条は日本の閣議決定にリファーする方式をとる可能性がある。この場合日本側でステートメントを出される必要があるのではないかと思うので連絡する。

在京ミッションが法案を外務省にもらいにくるかもしれないから、それに応ずる用意をしておかれない」

2 法案の一部修正（外貨債の連合国財産補償法の適用除外）

8月1日CPCのブレイクから電話で「補償法案は外貨債をカバーするかどうか明らかではない。解明するため2日会議したい」と申しこした。

8月2日午前、CPCで会議。先方、CPCブレイクほか1名・LSパッシンほか1名・DSフィン。当方、藤崎・大蔵省外債課荒川事務官。

先方から「外貨債で戦時中抵当権を消滅させられたようなものは、戦時特別措置をうけたものとして補償法第8条による補償をうけるのではないか」と質問した。当方

は「一般の金銭債権の損害に関する第7条では抵当権を消滅させられた場合を規定しているにたいし公債等の損害に関する第8条ではそういう場合を規定していない。したがって、そのような外貨債は補償法ではカバーされないと解する」と答えた。藤崎から「これらについては平和条約の第18条に規定があるので同条によつて処理すべきである」とのべた。

結局、先方も結論において異議がなく「外貨債を有する連合国人が平和条約第18条による弁済と補償法による補償をとものにうけうると誤解されても困るので、補償法でカバーされないことをはつきり法文のうえに示したらどうか」ということになった。当方、了承。3日午前中に案文を提出することを約束した。

3日午前、大蔵省外国財産課長および外債課長は約によりCPCブレイクを往訪会談したが話は前日以上にすすまなかつた。

4日朝、CPCで会議。先方、CPCブレイクほか1名。当方、大蔵省佐々木外国財産課長・上田外債課長・荒川事務官・外務省藤崎。

大蔵省で用意した案文を提出した。新案文は、第3条に6として新たに、

6. The provisions of the foregoing items shall not apply to public bonds or corporate debentures issued before the outbreak of war by the Japanese Government, its public organization or juridical persons incorporated under Japanese Laws or Ordinances before the war, and expressed in currency other than Japanese currency (which shall be referred to as "foreign currency" wherever used in this Paragraph and Paragraph 2 of Article 17 below) and/or those expressed in Japanese currency which are made payable in Japanese currency under a special clause to that effect.

を挿入し、これにともない第17条の Paragraph 2 の "currency other than Japanese currency" を "foreign currency" と改めようというのであつた。

わが提案が一切の外貨債を補償法の適用から除外している点について、先方は「平和条約第18条で日本政府が債務に関する責任を負うのは政府発行の外貨債と政府がその責任であると後で宣言した外貨債のみである。したがって政府発行のものと旧外貨債処理法によつて処理したものだけを除外すればよい。その他のものは補償法で補償したらよい」といつた。上田課長は「政府発行のものと政府が引きうけたもの以外の外貨債の処理については別に立法する予定である」と説明した。先方は「なぜこの

補償法でやつていけないのか」といつて意見が一致しなかつた。藤崎から「第18条2項で日本政府は、本来政府の責任たるべきもののみならずふつうの私的外貨債についても支払いを容易にするという責任を負っている。両者の間に区別が設けられていることは事実だが、連合国人の立場からしても、後から日本国の責任であると宣言されたかどうかということが支払いなし補償について取扱いを全く違えるほど本質的な差異と認められるというわけか」と反問し、キャリントンは「政府はその責任であるものだけについて責任を負えばよいのであつて私的な会社の外貨債については当該関係者に任せておけばよい。ただ外貨払いの手続を容易にさえすればよい」といつた。藤崎から「私人間の債権債務関係なりという貴方の考えを貫けば、補償法の適用もうけられなくなるではないか」と反問したところ先方は「補償法第17条で補償をうけることになっているではないか」といつた。藤崎から「補償法の建前は政府になんらかの責任があることを前提にしている。補償すべき損害の範囲も第4条ではつきりしぼつてある。したがって外貨債の全部が補償法でカバーされることはできない」と答えた。先方ふたりとも納得して、ようやくわが修正を了承。ただ大蔵省案文には補償法案の用語と統一のとれないところがあつたので修文し、新案文は8月6日先方に交付した。その際、フィン書記官は、「今になつてこれをワシントンに送ることのアドヴァイザビリティを疑問に思っている」との感想をもらした。

当時、大蔵省の調査によると、
外貨債の明細は、

	米 弗	英 磅	仏 法	米弗換算額
未償還元本額	67,592,000	61,144,255	578,436,300	258,130,715
未払利子累積額	41,891,344	32,135,555	216,551,512	142,768,417
計	109,483,344	93,279,808	794,987,812	400,899,132
備考	リヴァリデイトされるべきものを除く。未払利子額までを累積した。			

となつていた。

(この問題については、大蔵省部内では意見の対立があつたようで、理財局では一切の外債を補償法からはずし、イタリアの場合のように、すべて借り換えでいく途を残したいとの意見であり、管財局はその間に一線をひき私的な外貨債についてはこの際外貨による弁済を考えてもよいではないかとの意見であつたらしい)。

3 平和条約第15条(a)の新案文の受領

8月13日午前、先方の求めにより外交部にボンド参事官とフィン書記官を往訪した(藤崎同道)。その際、フィン書記官は、ノートを手渡して平和条約第15条(a)で1951年7月13日のわが閣議決定に言及することに決定した旨を通報しオーセンティブファイした補償法案の日本語と英文各2通の入手と法案の秘扱い解除を要望した。第15条(a)の新案文は、つぎのとおりノートのなかにタイプしてあった。

“Compensation will be made on terms not less favourable than the terms provided in the draft Allied Powers Property Compensation Law approved by the Japanese Cabinet on July 13, 1951.”

4 連合国財産補償法案の認証謄本の提出

上記7月13日の会談でフィン書記官から要請された補償法案日本語・英文の認証謄本各2通は、約束にしたがい翌14日、フィン書記官にとどけた。邦文は内閣官房総務課長、英文は外務省文書課長において認証した。

また、法案の発表ぶりに関する政府の希望をのべた書きものをフィン書記官に手交した。

政府の希望は、「法案が利害関係者に交付されることに異存はないが、新聞公表の場合には改めて協議してもらいたい。来る8月16日に開会の予定の国会の閉会日と平和条約調印後招集される国会の開会日との間がいいであろう」との趣旨であった。

5 8月25日の先方の法案修正申出

8月25日午前、求めによつてフィン書記官を往訪したところ、ワシントンからの訓令によるとして、補償法案にたいする多数の修正提案(ならびに平和条約第15条(a)に関する紛争の解決のための協定案)を交付された。

修正提案は、英・加・米三国政府のため米政府によつてなされたものである。先方の文書には、提案された修正が実質的なものではないといい「もし提案された修正が実質的なものと認められるかぎり日本政府はこれらの修正を遵守する条約上の義務はない。条約上の義務は7月13日閣議の承認した法案に明定される条件に限定される」とことわっていた。

修正提案は、つぎのとおり。

(1) 第2条5

「特許権」のつぎに「意匠権」をくわえる。

(2) 第3条5

「ただし、承継人が損害の生じていた財産を承継した場合には、譲渡人は国内法に基づく譲渡人と承継人との間の義務を損することなく本法に基づく補償請求権を保有するものとする」をくわえる。

(3) 第3条

日本政府が希望するならば、6として下記をくわえる。

「前諸項の規定は、日本国の戦前の対外債務およびその後日本国の債務と宣言された団体の債務については適用しない」

(4) 第4条1の(1)

「hostility」のあとのセミコロンを削り「日本国または日本国と戦争もしくは交戦状態にあつた国の」をくわえる。

(5) 第4条1の(3)

「善良な管理者の注意を怠つたこと」を削り「相当の注意を怠つたこと」とする。

(6) 第4条1の(5)

「および」を「または」とする。

(7) 第4条2

「本邦内に直接陸揚げされたもの」を「本邦内に陸揚げされたもの」とする。

(8) 第5条以下

「損害額」を「損害補償額」に、「補償時」を「補償支払時」にかえる。

(9) 第5条2

「買いいれる」の前に「本邦内で」をくわえる。

(10) 第9条

表題を「工業所有権の損害」と改める。

6として「第1項から第5項までの規定は、実用新案権および意匠権について準用する。特許権者であるときは意匠権または実用新案権の所有者を指すものとする」をくわえる。

(11) 第17条2

「円貨以外の通貨」を「外貨」とする。

(12) 第18条1

「5週間内」を「3月内」に改める。

(13) 第18条3

「連合国」を「当該請求権者の政府」とする。

(14) 第19条

「10,000,000,000」を「ten billion」に改める。

6 8月27日の先方の法案修正申出

さらに、8月27日、フィン書記官からつぎの2つの修正申出を伝達してきた。

(1) 第3条4

「連合国である場合の外」をくわえる。

(2) 第21条

「…補償金には」の「補償金」のつぎに「または補償金について連合国人に」をくわえる。

なお、同時に国務省から補償法案の新聞発表を希望してきているから日本政府が同意されるよう希望する旨も伝えられた。

7 8月29日のわが方の回答

先方申出の修正提案については、8月27日外務・大蔵・法務三省間で協議した結果、わが方の回答は29日先方に伝達された。

「備忘録」（8月27日）は、「夕方から大蔵省の内田管財局長・佐々木課長・竹内事務官・法務省吉村参事官みえ夜の9時半まで補償法案にたいする米・英・加三政府の修正提案（25日受領）を協議し、わが方の方針を決定す。これは、佐々木君のところで起草し28日当方へよこすことに打合す。

混合委員会設置協定案も討議す。結論は、われわれのところで書きものにまとめ大蔵省にやはり米側に提出することに打合す。

両方ともさほどの困難なし」

と記録している。

わが方の回答は、法案の国会提出に関する閣議決定を留保したうえ、つぎのことを明らかにした。

8月25日の申出

(1) 第2条5

同意。“patents”のあとに“utility models, designs”をくわえる。

(2) 第3条5

提案の趣旨に異議ない。第5条項につぎの文言をくわえる。

However, in cases where the Auccessors have succeeded to property which has suffered damage, this shall apply only if they have succeeded to the claim for compensation for the relevant damage as well as to such property.

(3) 第3条

第6項としてつぎをくわえたい。

6. The provisions of the preceding five paragraphs shall not apply to those public loans and debentures and the interest right accrued to them to which the provisions of the Law relating to the Treatment of Foreign Currency Bond Law (Law No. 60 of 1941—abolished) have been applied.

(4) 第4条1の(1)

同意

(5) 第4条1の(3)

同意

(6) 第4条1の(5)

異議がある。

and を or にかえると、占領軍が当該財産を使用した期間中に生じた損害で例えば風水害に基づくもののように不可抗力によるものまでも補償しなければならなくなる。これは議論済の問題である。

(7) 第4条2

同意

(8) 第5条以下

原案を維持したい。

(9) 第5条2

同意

(10) 第9条

趣旨に反対しない。

Subtitle を “Damage to industrial rights” と改める。

第6項として

“6. The provisions of paragraph 2 to the preceding paragraph inclusive shall be applied mutatis mutandis to utility models and designs.”

(11) 第17条2

“currencies other than the Yen” の後に “(hereinafter in this paragraph referred to as” foreign currency)” をくわえる。

(12) 第18条1

同意

(13) 第18条3

同意

(14) 第19条

同意

8月27日の申出

(15) 第3条4

同意

(16) 第21条

趣旨に反対しない。

案文はつぎのように改めたい。

No tax shall be imposed on any Allied national for receiving the compensation in accordance with this Law.

(150)

(17) 平和条約の用語と統一を保つため、つぎのような修正をしたい。

(i) 第2条をつぎのように改めたい。

In this Law, “the Allied Powers as provided for in Article 25 of the Treaty of Peace with Japan” means the Allied Powers signed at San Francisco on September (date), 1951.

(iv) “at the time of the commencement of the war” を “on December 8, 1941” と改める。

本件話し合いは、このままでサンフランシスコ会議となり会議の終了後10月になつて再開される。

ここに説明した期間の一件書類すなわち

1 7月20日外交部フィン書記官の連絡記録

2 外貨債の連合国財産補償法適用除外問題に関する8月1日・2日・4日の会談記録

3 外貨債の連合国財産補償法適用除外のため8月6日わが方提出の法案第3条修正案および会談メモ

4 平和条約草案第15条(a)に関し8月13日フィン書記官から受領した文書および会談メモ

5 連合国財産補償法案の公表問題に関する8月14日のわが方の回答

6 8月25日および27日フィン書記官から受領した連合国財産補償法案にたいする修正申出および会談メモ

7 8月25日および27日の先方の修正申出にたいする8月29日のわが方の回答は、一括して「1951年7月20日ないし8月29日連合国財産補償法(案)関係書類」として付録63に収めてある。

第4 平和条約第15条(a)に関する紛争の解決のための協定問題

請求権に関する紛争は国際司法裁判所長の指名する3名の中立国法律家をもつて構成される仲裁裁判所に付託する、というのがアメリカの原案であつた。これにたいしわが

(151)

方は仲裁裁判所に代えるに混合委員会をもつてすることが实际的であろうとの見解を披瀝し、（3月16日）アメリカ側の容れるところとなつた（3月23日）。

以上は、すでに説明したところである。

8月25日、連合国財産補償法案にたいする米・英・加3国政府の修正案とともに平和条約第15条(a)に関する紛争の解決のための協定案をフィン書記官から受領した。

協定案の趣旨は、

- 1 平和条約第15条(a)および同項に基づき日本国政府が制定した法令の解釈と実施に関する連合国政府と日本国政府との間の紛争は、最終的決定のため、委員1名は連合国政府により、委員1名は日本国政府により、第3委員は両国政府の合意により任命される3名の委員より成る委員会に付託する。いずれかの政府が委員を任命せず、または、両国政府が第3委員の任命について合意しない場合には、このような委員は国際司法裁判所所長が任命する。
- 2 各政府は、その任命した委員の俸給を支払う。第3委員の俸給および委員会の経費は連合国政府と日本国政府の間で折半して負担する。
- 3 委員会の委員の過半数による決定は委員会の決定とし当事国によつて拘束力を有しかつ最終のものとして受諾される。
- 4 日本国政府は請求の提出から18箇月内に請求にたいしとつた措置を連合国政府に通知する。請求者が日本政府のとつた措置に満足しないときは、最終的決定のためその請求を委員会に付託することができる。
- 5 1951年 月 日サンフランシスコで署名された平和条約の当事国である連合国はこの協定の当事国となることができる。

先方の提案にたいしわが方は、上記8月27日外務・大蔵・法務担当官の会議で検討をくわえ結論を外務省で英文にとりまとめ、大蔵省の同意をえたうえ、28日午前藤崎からフィン書記官に交付した。

わが方の回答の趣旨は、

「日本政府は原則上提案に異存ない。確定意見は後日に保留する。非公式に試案として下記をサジェストする。

- (1) 名称を“調停委員会 Conciliation Commission”とする。
- (2) 決定の統一と経費の節約のため単一の委員会を設置し連合国の任命する委員のみ

が各連合国によつて異なる方式とするのも一方法か。日本政府の見るところでは委員会に付託される件数は多数の委員会の設置を必要としまい。

- (3) 委員会提訴は各連合国政府を通じてなされるものなることを明瞭にすべきである。提訴について3箇月の期間を付すべきである。

- (4) 委員会の手続はイタリア平和条約第83条第3項の例にならない委員会自ら決定するようにすべきである」

というのであつた。

本件話しあひは、このままでサンフランシスコ会議となり会議の終了後12月になって、再開される。

8月25日受領した協定案は、付録64

8月28日のわが方意見は、付録65

に収めてある。

第 5 契約・時効・流通証券・保険契約に関する議定書問題

1 7月31日の英国政府の回答

7月14日、わが方が本件議定書の Section D. 4 に関する先方の提案に同意することを回答するとともに(i) Section D. 8 に関する全額再保険の場合に元保険者が保険責任を免除される理由いかん、(ii) Section D. 9 および 11 に関し平和条約第14条の連合国に与える権利は“a resulting balance between the same parties”に適用されるもので両当事者間の contract ごとに適用されるのではないと解してよいか、(iii) この議定書は平和条約とは別個の文書であり、また、その内容からみて、最終条項に批准条項をおくべきではないかとの質問を提示したことは、すでに説明したところである（11部第15参照）。

7月31日、クラットン代理大使は英国政府の回答メモランダムを条約局長に伝達した。

英国政府は、この覚書で、わが方の設問(i)については、(a)敵国の保険保護に自国の

保険保護を置きすべく強制的に再保険が行われたにちがいないこと、(b)その結果保険は直接保険者のコントロールをはなれ実際には再保険者が引きうけた直接保険となつたにちがいないこと、(c)この種保険は1942年末前に終了しているので直接保険者はクレームを調査するのが困難であろう（これらのクレームはおそらく再保険のとき処理されていると思われる）ことによる、

設問(ii)については、平和条約第14条による連合国の権利は両当事者間に1つの契約があつた場合にも複数の契約があつた場合にも適用がある。そして後の場合にはSection D. 9の規定が適用される。

設問(iii)については、批准条項は不要と思う。日本憲法第73条は国会に事後承認を求める途を開いているから日本政府も差しつかえないのではあるまいかと懇切に解明していた。

8月1日、大蔵省竹中保険課長代理の来省を求め藤崎から同官に英国政府の回答を手渡した。その際、竹内課長代理は、設問(i)にたいする先方の回答を了承（ただし、局長が興味をもっている点なので局長に報告の後あらためて回答方保留）し、また、設問(ii)にも藤崎から「結局、いくつも保険契約がある場合には、全部を清算した後のネット・アマウントを払えばよいという意味である」と説明竹中課長代理は了承した。

2 8月1日の議定書案（および平和条約案）の3省担当官による審議

8月1日、法制意見第四局担当官（林、影山・中田参事官）、法制意見第二局（高島参事官）・大蔵省担当官（上田外債課長）・外務省担当官藤崎は、外務省に参集し議定書案および平和条約第17条・第18条について審議した。法制意見第四局から議定書案について多数の設問が文書にまとめて提起されたからである。審議はこの文書についてすすめられた。

設問

議定書

A 契約

1(i) “which required for its execution intercourse” とはどのような意味か。

(a) 本項の execution には金銭上の債務の履行をふくまないか。平和条約第18条との関係はどうか。

(b) 債務者は履行の提供をしたが債権者が受領遅滞にある場合も本項に該当するか。

- (c) 目的物を引渡地に輸送の途中で当事者が敵人となつた場合はどうか。
- (d) 船積によつて債務者の引渡が完了する場合に、航海の途中で当事者が敵人となつたときはどうか。
- (e) 債権者が受領しないので弁済のため供託した場合はどうか。
- (f) 契約の趣旨に反するような物を引渡した場合はどうか。
- (g) 債務の期限到来後敵人となつた場合もふくむか。

(ii) 第2文は解除の効果全部について規定しているのか。

- (a) 解除前のまたは解除による損害賠償は請求できるか。
- (b) すでに受領した金銭以外の物品は返還するのか。

(iii) 本項の契約には婚姻予約等の契約をふくむか。

2(i) “having jurisdiction over the contract or over any of the parties” とはどのような意味か。

- (a) jurisdiction の有無はどうして決定するのか。（とくに日本で裁判する場合）
- (b) jurisdiction を有する Signatory が2以上ある場合にはそのすべての法律が適用になるのか。

3(i) “with the authorization” とはどのような意味か。

といった具合に B 時効の期間・C 流通証券・E 特別規定についてもきわめて法的技術的な、いわば“法鬼連”の頭にすぐうかぶ難しいケースを並べたてた感のあるものであつた。

したがつて8月1日の担当官達の審議も、たとえば、議定書A契約について藤崎から、第1項の趣旨は要するに

- (1) 売買契約で物の引渡がすんでいて金の支払がすんでいない場合は、金の支払をする義務が残る（第1項第2文章・条約第18条）。
- (2) 物の引渡のすんでいないものは、解約となる（第1項第1文章）。
- (3) 前金が支払われていて物の引渡がすんでいない場合は、前金を返す（第1項第2文章末尾）。

ということになると思う。考え方としては、契約は全部解決されるが契約に基づく既

成の金銭上の債務は残るという考え方である。こういう考え方でいけば、質問の1(i)

(a)は、単に理論の建て方の問題であるが、議定書の文言上は、execution には、金銭上の債務の履行をふくみ、したがって契約は解除されるが、金銭上の債務だけは議定書A1の末段にあるとおり条約第18条によつて残ると解すべきであろう。

(b)・(c)・(d)・(e)は、関連した問題であるが、物が現実には相手方の手にとどいていなくても、契約の内容上、引渡は完了したと認められるべき場合、第18条によつて支払の請求ができるかどうか。理論上は当然そうあるべきことと思うが、支払義務者が連合国人である場合には実際問題としてこの理論を通せないということも考えられる。

(f) は、本項の問題でない。

(g) は、当然ふくまれる。

(ii)

(a) 解除前の損害賠償は、第18条(a)第2文章により請求できるが、解除によるものは請求できない。

(b) 金銭以外の物品は返還されない。その代金を支払う。

(iii) は、本項ないし本議定書の範囲外の問題である。

第2項(i)

(a) 契約の準拠法・当事者の国籍が管轄権を有する国の決定の基準であつてそのいれかでもこの議定書の署名国たる連合国である場合には、その国の法令によるという意味である。

(b) 当事者たる連合国人の本国法ではなく契約の定めた準拠法によるべきものと考ええる。

第3項(i)

“with the authorization” が「許可をえて」と邦訳してある。平和条約第14条

(a) 2(i)では permission を許可と訳してある。第14条の方はそれで解かるが、議定書の方で許可というのは解かりにくいとの設問。ここでとくに authorization の語を使つたのは、一般に禁止されていることをとくに許すことを指すものであると思う。

というふうに外務省側から設問の各項目について解明を試み質疑応答を重ねた。

設問と審議の詳細は付録の関係文書について承知ありたい。

審議の結果一応の解明はえられたけれども、なお疑問が残らないでもないので今一度英国政府に解明を求めて万全を期することになり、8月7日午前、クラットン代理大使に質問のノートを手交した。

3 8月7日のわが方の再質問

7日午前、クラットン代理大使に手交したわが方の再質問書(6日付)は、7月30日の英国政府の回答に感謝の意を表明した後、議定書の実施に当り主たる責任を負担する法務府から提起された下記の諸点について英国政府の解明をえたいとして

(1) Re. A, 1.

契約条項にしたがつて引渡は行われたが、受取人がなんらかの理由で受け取れなかった場合には、契約は解除されたとみるべきか。こういう場合に契約から金銭債務支払の義務が発生し平和条約第18条にしたがい有効として残るか。

(2) Re. A, 2.

「契約にたいし管轄権を有する」連合国とは契約の条項またはその他の理由からその国の国内法律・命令または規則が契約を支配すべき連合国をいうと解するのは正しいか。契約にたいし管轄権を有する国と契約当事者にたいし管轄権を有する国とが同一でない場合にはどちらの連合国の法令が契約を支配するのか。

(3) Re. B, 1.

“right of action” とは“訴を提起する権利”をいうのか。

(4) Re. B, 1.

“the formalities necessary to safeguard their rights” とは法律・命令・規則に定められた手続を意味するもので私的契約に定められたものをふくまないと解していいか。

(5) Re. B, 2.

この項に該当する実例を示してほしい。

(6) Re. B, 2.

B, 1では“who, by reason of the state of war, were unable to take judicial action” とあるが、B, 2では“where, on account of failure to perform any act” とある。両者の場合なんか差異があるのか。

(7) “negotiable instruments” 流通証券の意義いかん。

すべてを挙げられたい—

と、質問を提出し、さらに、最終条項について、

平和条約と議定書は同時に議会に提出されるが、前者は“事前承認であり後者は事後承認である。日本政府は、両者が“事前承認”を求められるよう議定書に“批准条項”または“承認条項”を挿入するよう希望したのである。が、この希望が容れられないならば、(1)この点に関する意見交換の詳細を議会に説明することを許されたい。また、(2)万が一議定書が承認されないような場合には日本政府は事態に対処するため署名国と交渉にはいるであろう—

と、のべ、さらに、議定書本文の用語について

議定書の本文は英語だけで作成されると思う。他の語でも作成されるのであれば、平和条約の末文と同一の末文にされたい—

と、いい、さらに8月6日の英側ノートに言及し

新条項追加の提案に異議ない—

旨を明らかにした。

4 8月6日のカナダ政府の提案およびわが同意

8月6日午前、クラットン代理大使から条約局長宛書簡で議定書にたいするカナダ政府の提案を伝達するとともに英国政府は同提案に賛成であり、米国政府とはワシントンで協議中であると付言してきた。

カナダの提案は Section D のつぎに新たに Section DD “Life Insurance Contracts” として

「保険が戦争中に原険者から他の保険者に移転された場合または全額再保険された場合には、その移転または再保険は、自発的になされたか行政的または立法的行為によつてなされたかを問わず、有効と認め、原保険者の責任は、移転または再保険の日に消滅したものとみなす」

を挿入し、これにともない Section A, 4 の “Part D” を “Parts D and D D” と修正しようというものであつた。

カナダ提案について、「備忘録」(8月6日)は、「……議定書案にたいするカナダの追加条項(生命保険に関するもの)を送付した(午前)。夕刻、大蔵省より異議なき旨連絡あり」と記入している。

わが方の同意が8月7日のわが再質問書の末尾で正式に先方に伝達されたことは、上に説明したとおりである。

5 8月12日の英国政府の追加修正申出およびわが同意

8月12日午後、英国大使館 de la mace から条約局長宛議定書案にたいする英国政府の追加修正提案を伝達してきた。ノートには日本政府がすみやかに同意せんことを要望してあつた。

「備忘録」(8月12日)は、「…藤崎くんから、昨夕英大使館ドレーマー書記官から議定書にたいする修正の訓電ありたる趣連絡があつたことを伝えてきた。只今、間もなく英大使館にとりにいき、文書は目黒官邸にとどけておくから、箱根からの帰途目黒に立ちよるよう電話連絡あり(3時半したむ)」と録している。(局長は11日朝発箱根総理別荘にいき事務報告、その日は別荘に泊り翌12日夕刻帰省した)。

追加修正の内容は、Section B, の末尾に「……ただし、これらの利札または有価証券に関しては、期間は、利札または有価証券の保有者にたいして金額を支払うことができるようになった日から再び進行しはじめるものとする」を追加しようというのであつて、Section B, 1 は相互主義の規定であるからこの修正は当事国全部にとり有益であろうといいそえてあつた。

本件申出については、13日午前大蔵省および法務府の意見をきき先方申出の追加条項に異議ない旨を電話で通報(11時)夕刻(5時)文書をクラットン代理大使に交付しておいた。

なお、先方からは上記の案に代えて “The period shall begin to run again at the earliest three months after the coming into force of the Treaty of Peace signed this day” としてもいいとの申出があつたが、これは考えないことにした。

6 8月13日の英国政府の2つの覚書

—追加修正申出とわが方の意見にたいする回答—

上記8月13日夕刻クラットン代理大使にわが方文書を手交した際、先方は2つの覚書をわが方に手渡した。

1つは、6日先方から追加挿入の申出であり翌7日わが方が異議ない旨を回答してあつた生命保険契約に関する Section DD のうち “……where effected voluntarily

or by administrative or legislative action”とあるのを“.....if effected at the instance of the Japanese administrative or legislative authorities”と修正したいという申出であつた。

綴込にある先方の覚書には

「8月13日午後5時クラットン代理より受領 日本側から返事はいらぬと申し
ていた。西村」

と書きいれしてある。

いま1つは、さきに説明した8月7日のわが再質問書（6日付）においてわが方が提起した2つの事項すなわち

- (1) 最終条項に批准条項がほしいというわが方の要望について、議会に提出する場合
平和条約は事前承認を、議定書は事後承認を求めることになるといわれるが、議定
書は署名によつて実施されない。平和条約が批准されてはじめて実施される。条約
の批准は議定書をふくむ全平和解決の批准を意味する。双方とも事前承認である
(注)と説明し、

- (2) 議定書本文の用語について、用語は平和条約の例による。で、正文ではないが正
式の日本語の本文を作成することになろうと答えていた。

綴込にある先方の覚書にも、

「8月13日午後5時クラットン代理より受領 これで文書のやりとりをするこ
とはよしにする。日本側でもプロトコールは事前承認という建前で説明しようとい
うことに打合せた。西村」

と書きいれてある。

(注) 議定書の議会付議の性格に関する先方の説明は正鵠をえていると思う。
西村

7 8月17日の英国政府の回答

8月17日午後5時半、求めによりクラットン代理大使を往訪したところ、8月7
日のわが方の再質問書（6日付）のうち未回答であつた事項にたいする英国政府の見
解を明らかにした覚書と保険業者の業務再開問題に関する新提案を交付された。

覚書は、わが方の質問にたいし下記のとおりのべていた。

- (1) Re. A、1.

契約が解除されるかどうかは、契約自体の条項とA1. 2および3のこれら条項
にたいする効果とによつてきまる。

条約第18条は戦前に取得された債権と権利に関するもの。Section A は当事
者が敵人となつた後に 履行のため交渉を必要とする契約の場合に関するもの。
Section A, 1で第18条に言及してあるのは、たとえば当事者が 敵人となる前に債
権者が契約の一部を履行した場合に戦争の開始前発生している became due 債務
にたいし議定書は影響を及ぼすものでないことを明らかにするためである。

- (2) Re. A、2.

連合国がある契約に管轄権をもつかどうかは当該連合国の法令によつてきまる。
しかしながら契約がその国の法令によつて支配されない場合にも管轄権をもつこと
がある。たとえば、契約がその国の領域内で作成された場合。複数の連合国がある
場合どの国の法令が支配するかは契約の性質・争点および争点に適合する法制
system of law いかんによつてきまる。

- (3) Re. B、1.

“right of action”とは訴を提起する権利をいう。

- (4) Re. B、1.

“formalities necessary to safeguard their rights”とは法律・命令・規則
によつて要求される手続または関係契約もしくは団体規約などに規定された手続ま
たは権利を保全するために従う必要のあるすべての手続をいう。

- (5) Re. B、2.

“処分”には、契約のペナルティ・クローズ強制のための訴あるいは債権の弁済
をうけるための、または、家賃もしくは担保の不払にもとづく財産の差押え。

- (6) Re. B、2.

B、1の場合とB、2の場合とは事情が異なるからである。B、1は、いずれかの
署名国の国民が戦争のために敵人にたいし自己の権利を保全することができなかつ
た場合である。B、2は、署名国たる連合国の国民がある種の行為をし、または、
ある種の手続をしないならばかれらにたいし処分が行われることになつていた場合
である。かれらがそうしないで処分が行われた場合には、これらの連合国民は、
B、2で救済をうける。

(7) Re. C、1・

“negotiable instruments”とは最も広い意味での bills of exchange を意味する。実例: bills of exchange, acceptances and promissory notes.

先方の覚書は、直ちに大蔵省および法務府に転達した。

関係書類すなわち

- 1 1951年7月31日の英国政府の回答
- 2 8月1日の大蔵省当局との打合メモ
- 3 8月1日の法務・大蔵・外務3省担当官間審議メモ
付・法務府の設問事項
- 4 8月7日のわが方の再質問
- 5 8月6日のカナダの提案
- 6 8月12日の英国政府追加修正申出
- 7 8月13日のわが方の同意回答
- 8 8月13日の英国政府の追加修正申出
- 9 8月13日の英国政府の回答
- 10 8月17日の英国政府の回答

は、一括「契約・時効・流通証券・保険契約に関する議定書」関係書類（その2）として付録66に収めてある。

第6 保険業者の業務再開問題

この問題は、さきに説明したとおり、7月3日の外交局におけるアリソン公使・クラットン代理大使・わが方の会談（11 第11参照）で片づいたものと思っていたところ、8月17日夕、求めによりクラットン代理大使を往訪した際本件について公文を取りかわしておきたいといつて案文を添付した覚書を交付された。「備忘録」（8月17日）は、「5時半、求めによりクラットン代理を訪問す。プロトコールに関するわが方の疑義の照会にたいして英政府より説明を送りくれたり。それから外国保険業者の業

（162）

務再開について交換公文案を渡さる。大蔵省と協議して返事すべき旨答う。私見としては異議なかるべしと思うと付言してくる」と記している。

先方の覚書は、「戦前日本で業務を行なっていた英国の保険会社17社・香港の保険会社3社は1社をのぞいてすべて業務を再開している。これらの会社は戦前供託していた保証金を返却されたが、日本大蔵省はこれら各社の戦前債券（額面1万ポンド）を日本の現行保険法によつて要求される保証金額（注：1千万円）を充足するものとして受納されているとのべこの取扱いにたいし満足の意を表するとともに「戦前の供託金を戦前の価格 value で受納する現在の政策を変更する意思がない」ことを正式に表明してほしいと要望し、そのための交換公文案を添付してあつた。

交換公文案の核心は、わが方の返簡案の第2項すなわち

The pre-war deposits of these companies have all been returned to them and have been, in the case of companies which have already resumed operations, and will be, in the case of companies who in the future may resume operations, accepted by the Japanese Ministry of Finance as the Yen equivalent of the statutory deposit required under the present Japanese Insurance Laws. I am happy to inform you that the Japanese Government have no intention of modifying their present decision to accept at their pre-war value, and as fulfilling the statutory requirements under Japanese Law, the pre-war deposits of British Insurance firms which operated in Japan before the war.

というところであつた。

先方の交換公文にたいしては、20日付大蔵省銀行局保険課からわが回答案中の accepting pre-war deposits at the pre-war value の the pre-war value という表現は(1)1万ポンドの外貨国債は戦前為替レートで換算すれば約10万円に相当したからその pre-war value は10万円である、(2)1万ポンドの外貨国債は額面どおり1万ポンドの価値がある、すなわちその時々の為替レートで換算する、現在は約1千万円に相当する、(3)1万ポンドの外貨国債は戦前は法定の供託要件を充たしたから邦貨による法定所要額のいかににかかわらずまた為替レートのいかににかかわらず右国債で法定供託要件を充たすものとして取扱うという3つの意味に解釈しうるところ(2)には異議ないが(1)と(3)には反対であると連絡してきた。

（163）

そこで、保険課の意向にしたがい上記第2項の第1文章に“.....; it being understood that in case the present exchange rate be altered or the statutory requirements under Japanese law be increased, additional deposits should be made. を追加し第2章の I am happy to inform you that.....のつぎに、subject to the above-mentioned understanding, をくわえた回答案を作成して28日、英国側に提示した。

しかし、これは先方の受諾するところとならなかった。「備忘録」（8月28日）は「5時、英大使館にクラットン代理を往訪し、保険業者の業務再開に関する交換公文についての大蔵省当局の意見を示し、その意見を求む。為替変更の場合に追加納入をなすべきものとすとの但書にクラットン代理は、反対す。けだし、追加納入だけでなく、ポンドがあがるときは返還すべきものと立場のあることを忘るべからず。金こそ自身の値段も絶えず変動す。為替率の変動という観念をいれること問題ないとう。明朝また連絡することにして辞去す」と記録している。

そこでさらに大蔵省当局と協議を重ねたうえ、上記の案に代えて、第2項の第1文章の.....which in the future may resume operations のつぎに“under the same circumstances as present”をくわえ末尾に“so far as they remain in fore.”をくわえ、また、第2文章の.....of modifying their present decision のつぎに“as stated above.”をくわえた案文を作成し、29日午後、電話でクラットン代理に連絡した。代理は、結構と思うがロンドンに請訓しようと答えた。

その後、本件については大蔵省鈴木副財務官が乗り出して先方と交渉し、結局、第2項を下記のごとく詳細かつ、具体的に書き改めることで落着し、30日夕、目黒官邸で同官から新案文を受領した。

In reply I have the honour to inform you that the pre-war deposits of these companies have all been returned to them. In all cases where any of the companies have already resumed business, securities which constituted or formed part of their pre-war deposits and were expressed or payable, in foreign currency having a nominal value of pounds sterling 10,000 (or its equivalent in other foreign currencies) have been accepted as complying in full with the Japanese law now in force with regard to insurance deposits which are required for the commencement of insurance business in Japan.

I am happy to inform you that the Japanese Government have no intention of modifying their present decision and will continue to accept at their nominal value for purposes of insurance deposits required under Japanese law for the commencement of insurance business in Japan, securities which constituted or formed part of the pre-war deposits of British insurance Companies. In addition the Japanese Government intend to accept from other companies wishing to resume their pre-war operations in Japan deposits of securities expressed or repayable in foreign currency on the basis already described in this letter provided, however, that applications by such companies are filed with the Japanese Government within six months of the date of this exchange of letters.

新案文で実質的に注意しなければならぬ点は、末尾にある先方が要望した特別の取扱いに交換公文から6箇月と限って同意した点である。

先方の来簡は、31日午前10時、英大使館のグットマンから条約局法規課長に手交された。

わが方の返簡は、31日午前外相としての署名をいただき午前11時半英国大使館でグットマンに手交された。

関係書類すなわち

- 1 1951年8月17日クラットン代理大使から受領した覚書 付・交換公文案
- 2 8月20日付大蔵省銀行局保険課「再開英国保険会社の供託について」
- 3 8月28日先方に提示したわが方返簡案
- 4 8月29日先方に提示したわが方返簡案
- 5 8月31日の交換公文

は、一括保険業者の業務再開問題関係書類として付録67に収めてある。

第7 平和条約第15条と掠奪財産に関する問題

8月13日午後、大蔵省から連絡があつて藤崎課長は、CPCブレイクを訪問した。室にはブレイクのほかCPCの係官およびわが方の藤崎のほか川崎特殊財産部長・佐々木外国財産課長（大蔵省）が参集していた。

ブレイクから「平和条約草案第15条は掠奪財産もカバーするとの解釈をワシントンから示してきた。日本側の意見を承りたい」とのべた。

藤崎から「文理解釈としてはそういえるかもしれないが、これまでの日米当局者間の話し合いでは掠奪財産はドロップされたと解している。ワシントンの解釈は第15条の返還に関する部分だけでなく補償に関する部分も掠奪財産に適用ありとするのか」と尋ねたところ、

ブレイクは「われわれは第15条は掠奪財産をカバーしないと思っていた。で、掠奪財産について規定を設ける必要があることをわれわれから指摘してやつたらワシントンから第15条でカバーされているから心配ないといってきた。掠奪財産は何年さきになつてもはつきりそうと判つた場合には返還さるべきであり、在日連合国財産の場合のように9箇月というような制限を付けるべきでないを考える。連合国財産補償法案は、掠奪財産をカバーするのか」ときいた。

わが方から「否」と答えたにたいし、ブレイクは「第15条の解釈について日本政府の意見を示されたい」と要望した。

わが方の見解は、翌14日午後、藤崎からDSフィン書記官に手渡した。わが方の回答は、第15条の文言は広くて返還に関するかぎり掠奪財産をカバーするが掠奪財産返還は解決済でクロードであると従来の交渉経緯を詳説したものであつた。

フィン書記官は一統して「ここにのべられてある理由だけでは、第15条の解釈としてそれほど強い根拠のある議論とは思えない。ワシントンの解釈に反対だといつてやると、事面倒になる。自分でもこれをブレイクに連絡するが、貴方でもワシントンの解釈にしたごう場合どれほど困るか、また、政府の解釈を再考する余地はないかをさらに研究してもらえないか」といつた。

これにたいし藤崎は、ワシントンから第15条の解釈をいつてきて日本の解釈はどうかときかれるので日本側の解釈をのべたのである。総司令部の主管局CPCも日本政府の主務官庁も同じ考えできている。が、お話しの趣旨は条約局長に伝えるよう」とのべて辞去した。

8月15日午前DSにフィン書記官を往訪し補償法案にたいする米英加三国修正案と平和条約第15条に関する紛争の解決のための協定案を受領した一の際たまたまCPCのブレイクがフィン書記官の室にいて掠奪財産の問題を話しあつていた。

その際、ブレイクは、「ダレス・ミッションとの話しあいの後卑金属何10トンかの

掠奪財産が発見された。外にも同様のケースが最近になつてもある。賠償庁でも知っているはず。掠奪財産ということがわかつた場合には、何年さきでも返すべきだと思う。日本政府もそうだろうと考えるのはナイーヴにすぎるだろうか」といつた。

その後、フィン書記官は、「この問題にあまり関心をもたない」といつていた。

8月16日午前9時ないし10時、CPCブレイクの申出により同氏の室でこの問題について会議をひらいた。

出席者

CPC ブレイク、キャリントン

DS フィン

外務省 西村、藤崎

大蔵省 佐々木外国財産課長

賠償庁 石黒次長、河崎特別財産部長

西村から「日本政府は従来話しあいの経緯もあつて第15条は掠奪財産をふくまない」と解していたが、本条の文言はこれをカバーすると解されると考える」とのべた。

(前日、賠償庁石黒次長に話しこの解釈をとることに次長の同意をえてあつた)。

ブレイクは、「しからば、第15条所定の期間の経過後、5年先、10年先掠奪財産が発見された場合にはどうするつもりか」ときいた。

「当該国と外交交渉で処理できると思う」と答えたところ、石黒次長から「掠奪財産返還について法令上の根拠がなければどうにもならないではないか」との疑問が提起された。西村から「正当な所有権に基づかないで物を所持している場合、日本の法令はその者に所有者としての保護を与えるものでない。取得時効は20年である」と説明した。CPC側は、連合国としては日本の個人を相手とし日本裁判所で日本法令にしたがつてじゅうぶんその権利を保護することはできないと思うから、その間日本政府として責任をとるべきことを明らかにするため関係連合国と日本との間に個別的に取極を締結することを希望するとした。これにたいし、わが方は、そうすると平和条約第26条末段によつて他の連合国から同じような取極を締結しようと申しでくるにちがいないので賛成できないとのべた。

後から会議に出席したDSのフィン書記官は、第15条の期限を延長(現在の9箇月を例えば18箇月とする)してはどうかといつた。(その後、同書記官は、「平和条約

案の修正をワシントンに提案しても到底許さないだろうから本件をあまり重視する必要はない」と藤崎に耳うちした。

結局、(1)個別取極の締結、(2)第15条の期限の延長、(3)外交交渉の3つの方法があるが、日本側としてはどれを選ぶかということになった。日本としては(3)を選ぶと答えた。先方は、不満のようであつたが、これでこの問題は打ちきりとなつたのであつた。

関係書類すなわち

- 1 1951年8月13日のCPCブレイクとの会談メモ
- 2 8月14日の連合国財産補償法案および平和条約第15条と掠奪財産に関するフィン書記官との会談要録

別添 連合国財産補償法案の公表に関するわが方の意見

別添 平和条約第15条と掠奪財産に関するわが方の意見

- 3 8月15日のフィン書記官との会談メモ
 - 4 8月16日のCPC・DS・外務・大蔵・賠償庁担当官会談要録
- は、一括して「平和条約第15条と掠奪財産に関する問題」関係書類として付録68に収めてある。

第8 未帰還邦人問題

- 1 7月25日の次官・シーボルト会談

7月25日午前、井口次官シーボルト大使を往訪会談した。その際、次官は未帰還邦人問題について平和条約調印会議で共同宣言をしてもらいたいとのわが方の要請を真剣に考えてもらいたいとのべた。これにたいし大使は自分も陳情をうけて事情をよく知っている。ワシントンに上申するつもりであると洩した。次官・大使の会談要旨は、その他の事項をふくめて、「備忘録」の7月25日のところに記録してある。

- 2 7月31日の上島在外同胞帰還促進全国協議会委員長の質問書とこれにたいする回答

「備忘録」7月30日

午後5時から引揚団体代表の総理にたいする質問の回答を吉岡（俊夫）管理局引

揚課長に口述す。今夜中にタイプして次官々邸にとどけることに取計う。

6時から目黒官邸における西独使節団招待カクテル・パーティに顔をだす。

官邸で夕食。8時半ごろ、箱根の総理より電話あり。今朝の件（注：次官とシー同道、午前10時外交局でシーボルト大使から安全保障協定草案を受領したこと）と引揚の件を報告し、とにかく、31日午前参上して説明いたしたしと申し電話をきる。電話ほとんど聞こえず。総理から次官と松井君にきてもらいたいと申しこされたので、こちらも同乗して箱根に行くこととす。〃

「備忘録」7月31日

午前7時半発。10時三井別荘着。

総理に……

(c)未帰還邦人問題に関する上島委員長の質問書にたいする外務次官の回答案を説明す。非常に関心を示され数箇所訂正意見をださる。積極的な文句や表現が加わる。案を決定し、今夜代表に渡すことを許さる。

(d)未帰還邦人問題についてわが方より宣言案を提出することを許さる。……

昼食をいただいて2時辞去。……

午後4時、外務省に帰える。

(f)引揚問題に関する回答書を確定し作成させる。倭島管理局長の意見をいれ少し修正したり。今夜10時厚生大臣室にて草場政務次官より代表へ手交の予定。

(g)引揚問題についての宣言案と送付状を作成す。

………

夕刻—安全保障協定に関するオブザベーションを次官よりシーボルト大使に手交す。

その際、大使に引揚問題にたいする要請を明日中にとどけることを話す。……〃

未帰還邦人問題は7月平和条約草案の公表とともにますます関係家族・団体および一般国民の憂慮的となつた。けだし、従前から代表関係団体—在外同胞帰還促進全国協議会—は政府にたいしてポツダム宣言第9項の法的性格・平和条約に帰還条項がはいらない場合の条約署名連合国と宣言第9項との法的関係等に関し公式見解の表示を求めており、政府は関係者の要望に応じて措置方米国と内密折衝中であつたので公

式見解の開陳を差しひかえてきたところに条約草案の公表となり公表草案には帰還条項がなく、しかも、第26条では条約非署名国が将来同じ内容の条約の締結を申しでる場合日本はこれに応じなければならないとされたがため、将来ソ連または中共から条約締結の申入れに接した場合日本は未引揚者の送還を主張しえないのではないかとの疑惑をいただくにいたつたからである。上島委員長の質問書は従前からの質問をくりかえすとともに第26条にたいする疑惑の解消のため措置方を政府に要求したのであつた。

箱根に持参して総理に説明した回答案は、井口次官が大臣に代つて回答する形のもので、その内容は：

「貴方から吉田外務大臣にあてられた昭和26年7月30日付「対日講和条約に関する法律的解释についての質問書」にたいし、大臣に代つて次のとおりお答えします。

1. 政府は、従来とも、未帰還邦人の引揚促進については、非常な関心をもつてあらゆる努力をしてきました。

連合国にたいする懇請の結果、昨年末国際連合総会で本問題が採りあげられ、12月14日に採択された「捕虜問題の平和的解決のための措置に関する国際連合総会の決議」は、「国際連合の主要目的の1つが人道に上放置しえないような国際問題を解決するに当り、国際協力を達成し、すべての人にたいする人権および基本的自由の尊重を助長奨励するにあることに留意し、総会が原因のいかんを問わず、一般的福祉または諸国間の親善関係を害するおそれがあると考ええるすべての事態の平和的調整のための措置を勧告することができることを考慮し」とのべて、本問題が国際連合において採りあげられるべき問題であることをはっきり示しております。

その後、今年の6月には、捕虜問題に関する国連の特別委員会が任命せられ、いよいよその活動を開始したわけですが、その間政府としても、国際連合にたいし積極的に協力をしてきましたことは、7月25日の引揚問題に関する外務省の発表でよく〔御了解いただいている〕¹ ことと思います。

2. 平和条約問題との関係においても、政府は、決してこの問題を閉却〔してはおりません。しかし、その詳細を今御説明することはできません。〕²

(1) 平和条約が成立すれば、国際法上、平和条約参加国の間では捕虜としての身分は解消し、解放せねばならないものであります。さらに、平和条約を結んだ国との間では外交・領事関係が復活し、何時でも交渉ができるようになります〔から、この問題の解決に何等支障はありません。〕³

(2) 平和条約に参加しない国と日本の間では法律上は今日の状態がつづきます。〔いいかえれば、ポツダム宣言や降伏文書によつて支配されている関係がつづくのであります。〕⁴ 故に、平和条約に参加しない国にたいしては、もしその国に未帰還邦人が存在するときは、ポツダム宣言9項に基いて、早く〔帰してもらいたい〕⁵ ということがいえます。

(3) 政府としてはポツダム宣言の第9項で、捕虜を帰してやるという約束をもひつていてと考えております。〔もつとも、ポツダム宣言にふくまれている種々の条項の法律上の性質については、連合国の見解を公式に承知していない政府としては断定的なことをいわない方がよろしいと思います。〕⁶

(4) 〔要するに、問題は、日本側では未帰還邦人がまだいるといつてゐるのにたいし、〕⁷ ソ連では全部帰したといつてゐる点にあります。〕⁸。〔この問題は、法律の問題というよりも事実に関する争いの問題でありまして、〕⁹ 法律上の権利義務の主張よりも、大きな世界の人道問題・政治問題として世界各国がその解決のために協力してくれてはじめて解決されるもの〔と考えます。〕¹⁰ 従来米国をはじめ、その他の連合国が積極的な〔関心をもつて〕¹¹ 努力をしているのもこういう考え方に基くものと了解します。〔平和条約実施後においての米・英両国政府の立場につきずしては、政府としてはこの問題の解決について〕¹² 従来同様関心をもち、誠意ある努力をつづけてもらえることを確信しております。〕¹³ 〔〕¹⁴ 平和条約草案第26条には、日本は、将来この条約と同一の、または実質的に同一の条件で2国間の平和条約を締結すべきことが規定されておりますが、これは将来結ばれる2国間平和条約で、〔この条約よりも有利な条件を与えることを抑える趣旨にでるものであつて、〕¹⁵ 日本がまだ未帰還邦人のいる国と将来平和条約を結ぶにあつて、これらの邦人を早く帰すべきことを主張することを妨げるものではありません〕

というのであつた。

総理の意向で修正を施こされた箇所は □ 印を付した15箇所である（そのうちには「備忘録」のいう倭島局長の意見によつて加えられた軽微な修正もあるはずであるが、どれがそれであるか、今、つまびらかにしない）。すなわち、上島委員長に手渡された回答では：

- 1は、「了解された」と修正
- 2は、「していないのみならず、適当な措置が講じられるよう大いに努力中でありま
す」と修正
- 3は、削除
- 4は、削除
- 5は、「帰還せしむべきである」と修正
- 6は、削除
- 7は、「一番問題になるのは、日本政府の調査によれば未帰還邦人がまだ多数あると
信ぜざるをえない現状において」と修正
- 8は、「未帰還捕虜は日本だけのものではなくてドイツ・フランス・イタリア・オラ
ンダ等についてもあります。」を追加
- 9は、「この引揚問題は、法律の埒外の問題となつておりまして、」と修正
- 10は、「であります」と修正
- 11は、削除
- 12は、「平和条約実施後においても米・英等の連合諸国は、」と修正
- 13は、「、又これがため政府としても折角努力中であります。」を追加
- 14は、（5）を追加
- 15は、削除
されている。

回答書は「備忘録」に記されたように厚生次官室で草場外務政務次官から上島委員長に手渡される予定にしてあつたが、実際は8月1日払晩首相官邸で草場次官から上島委員長に手渡された。綴込にある回答書写しに「事實は、8月1日払晩であつた。場所は首相官邸。」と書きこんである。

3 8月1日のわが方共同宣言案の提出

未帰還邦人問題に関し平和条約調印会議に連合諸国参加の機をとらえて帰還促進の

共同宣言発出方考慮あるようとのわが方従来の要請をこの際さらに力づくくりかえすため、わが方から連合共同宣言案を米国政府に提出する考えについて、上記「備忘録」（7月31日）記録のとおり、7月31日午前、箱根で総理の了承をえた。

同じく31日に宣言案と送り状を作成した。宣言案は管理局作成の英文原案を基礎に作成した。

宣言案は、連合諸国の政府は国際連合の主要目的の一つが国際的人道問題を解決するに当つて国際協力を達成し人権および基本的自由の尊重を助長奨励することにあることに留意し、第2次大戦の結果連合国の管轄下に置かれた捕虜および抑留者はつとに送還されもしくは行く方を明らかにされているべきことを確信し、それが国際的行動conductの承認された基準と1949年のジュネーヴ条約の要求するところでありとくにポツダム宣言で約束され、かつ、連合国間の特別協定で定められていることを想起して、

- (1) 捕虜の迅速送還を要求する上記の基準および諸文書にしたがつて行動しようとする意向を再確認し
- (2) 未帰還のまたは行く方不明の日本人の運命にたいする関心を表明するとともにこの長期年月懸案となつているこの問題を解決するため共同して努力する決意を表明する。

というものである。

カヴァーリングノートと宣言案は、8月1日午後4時半、次官からシーボルト大使に提出された。

同日の「備忘録」に、「引揚問題で有田先輩のところに次官・管理局長と3人で行こうという話がでて、夜9時、目黒官邸に集つたが、有田先輩が箱根に行かれたことが解つたので、10時半官邸辞去（総理は本夕帰山）」との記入がある。

4 8月4日、未帰還邦人と平和条約第26条に関する総理のダレス特使あて私信

8月2日、箱根の総理から未帰還邦人問題に関しダレス特使あて私信を書くよう下命があつた。私信の目的は、わが方提出の共同宣言案にたいし先方の好意ある考慮を求めるとともに、とくに、平和条約草案第26条に関連して国内にある、万一ソ連または中共が同条にしたがつて2国間平和条約の締結を申しでる場合日本は帰還条項の挿入を主張できないではないかとの懸念を鎮静するため、同条が2国間平和条約に未

帰還邦人の帰還条項を挿入する妨げとならないことを明らかにしておきたいというのであつた。

総理は、前日の有田先輩と会談しておられるので、上記の下命がその結果であることはほぼ間違いない。

下命によつて作成した私信案は、第26条に the provisions of the article does not prejudice the stipulation of a provision concerning the repatriation of Japanese prisoners of war and other internees should Japan later conclude a bilateral Treaty of Peace というごとき一文章を加えるか、それができなければその趣旨の解釈に一致した旨の公文を特使・総理間に交換したい趣旨のものとなつた。

8月3日、上記私信案をタイプして総理の署名をうけようと箱根にとどけた。ところが、総理から有田先輩の意見をきいて起草するようにとの注意があつた。そこで、3日午後、有田先輩・次官・管理局長の意見によつて、新案文を作成した。

8月3日の「備忘録」は、

「『平和条約案の解説』を議員に配布。

今朝の読売にスクープさる。新聞には4日発表のことにしてあつたが。

午後、有田先輩来省。次官と管理局長に会見され、引揚問題に関する総理のダレス特使あて私信案にたいし意見をのべられる。総理からも有田先輩と相談して起草するようとの連絡あり。

夕刻、案をつくりなおし管理局長が有田先輩のところに持参して了承をえたはず。(わたくしは、不快な気持ちで先輩に接し、また、その感情を損うようなことあつてはならぬと考えたので、すべてを両同僚におまかせした。冷静でなければならぬ)。……」

と記録している。

新案文の原案と違うところは、文字・表現の変更を別として、原案では条約第26条に1文章を追加できない場合には同じ趣旨を交換公文の形で了解しておきたいと提案しているところを新案文では同じ趣旨を a protocol on other appropriate means joined in by the Allied Powers の形で了解しておきたいと提案しているところにある。

総理の特使あて私信は、4日午前11時、次官からシーボルト大使に提出された。

(174)

5 8月13日のダレス特使の回答

8月13日午前、先方の求めによりボンド参事官およびフィン書記官を往訪し諸種の案件について連絡または要請をうけた。その際、冒頭、上述総理の私信にたいする特使の回答を書きものとして手交された。

特使の回答は、総理の希望をいれ平和条約の最終案では第26条に “the provisions of article 9 of the Potsdam Proclamation of July 26, 1945 with reference to the return of Japanese military forces to their homes to the extent not already completed will be carried out.” を挿入する。一般抑留者については降伏文書でふれるところがないので、平和条約でこれを取りあつこうわけにいかない。しかし、上記の挿入は、ソ連邦が二国間平和条約の締結を申しでる場合日本に一般抑留者の問題全部を交渉することを可能にしよう。中共については第26条の問題は全くあるまい、というのであつた。

帰省して直ちに次官に伝え、次官から箱根の総理に連絡した。8月13日の「備忘録」には、「…以上、帰省して次官に伝え、次官より箱根に連絡す。総理は、(イ)の点(注：未帰還邦人問題に関する特使の回答)を有田先輩に通報するよういわれたるも、機密保持のため、最終条約案の公表までだまつておくことにふたりで打ちあわす」と記入してある。総理の有田先輩へは知らしておけの指示は、この場合、事務局によつて黙殺されたようである。

関係書類すなわち

- 1 1951年7月30日の上島在外同胞帰還促進全国協議会委員長の質問書
- 2 7月31日の草葉外務政務次官の回答書
- 3 8月1日午後、井口次官からシーボルト大使に提出した共同宣言案とそのカヴァリング・ノート
- 4 8月4日午前、井口次官からシーボルト大使に手渡した条約案第26条に関する総理のダレス特使あて私信
- 5 未帰還邦人の帰還促進について最近政府のとつた措置についての厚生大臣の閣議報告
- 6 8月13日午前、ボンド参事官から受領したダレス特使の回答は、一括「未帰還邦人問題」関係書類として付録69に収めてある。

(175)

第 9 平和条約草案第 16 条に関する赤十字国際委員会との接触

条約草案第 16 条は、日本が日本の捕虜として苦難をなめた連合国軍隊の構成員に償いをするため中立国または旧敵国—連合国の一にある日本資産（またはその等価）を赤十字国際委員会に引渡すべきことを規定している。

8 月 10 日、日本赤十字社島津（忠承）社長は、8 月 7 日来日の赤十字国際委員会々長顧問マックス・ウォルフ氏からリューガー同会々長の書翰を受領したところ、それによれば条約草案第 16 条の実施について日本政府および日本赤十字社の見解を書面で表示ありたいとあるが、政府と赤十字社の見解に齟齬があつてはならないと思うからとて会長来簡写しを付して何分の指示を求めてこられた。

赤十字国際委員会々長は、書翰のなかで、「国際委員会は、関係政府が自由意思で決定する人道的事業なら、よろこんでやる方針である。したがって諸国政府が委員会に委託する事業は、(i)関係国の自由意思による合意に基づくこと、(ii)人道的事業であること、(iii)委員会の中立性と独立性とを損なわないこと、(iv)詳細は委員会と関係政府との協定事項とすることが必要である。7 月 10 日米・英両国政府から照会をうけたので、上述の趣旨を明らかにし委託事業を行ない問題の資金は「寄付金」として取りあつこうことを明らかにした。日本赤十字社も委員会と所見を同じくされると思う。委員会および会長の納得のいく文書で日本政府が受諾した義務は「真に自由意思に基づいて負担したものである」ことを明らかにしてもらわないと、委員会としては委託事業を辞退するほかない。日赤社長において総理に接触され、第 16 条は日本政府の自由意思に適合する」および「日本国民に正当な補償をする」ことについて正式声明をえられたい」とのべていた。

事務当局としては、検討の結果、(1)「事は人道的なものであり一旦受諾した以上は関係者全部によつて心よく施行されることが大切であるので「日本政府が真に自由意思によつて受諾したものである」と正式に声明したがよからう。しかし、第 16 条は在中立国私有財産を召しあげる点において国際法に反し先例もなく最も不快な条項であり、一般日本人の不満は同情に 価する。だから、今直ちに上記の声明をするのは賢明でない」、また、(2)「国民にたいする補償は他の補償の問題とも関連するので先方申出の

明をするわけにいかない。せいぜい私有財産尊重の原則にのつとつて最善と信ずる措置をとるとしかいえない」、したがって、(3)結論として(1)と(2)の方謀にしたがい返答を条約調印後に発したいということになった。

折りよく翌 11 日岡崎官房長官に同道して箱根に総理を往訪した際、本件について報告説明し指示を乞うた。官房長官も相談にくなり、その結果、(i)自由意思の受諾については、条約調印後はそう言わざるをえまい、(ii)補償については、研究の必要があるので今すぐ返事はできない、以上の趣旨をくんで日赤に返事すること、厚生省にも同じ照会がいつているようであるから外務・厚生両省で連絡相談すること、ということになった。

箱根で決定の政府回答方針は、8 月 13 日付書簡で外務事務次官から日赤社長へ通達された。

書簡は、自由意思の点については

「平和条約草案第 16 条を自由意思によつて受諾したかどうかについては、平和条約が調印前であつて未だ草案の段階にある現在、日本政府として正式見解を表明することは差しひかえたい」

といい、補償については

「引渡財産にたいする補償は、戦争損害をうけた他の財産にたいする補償との関係を考慮にいれて取りあつかいを決すべき問題である。一般に戦争損害にたいする補償の問題が未決定の現在、これまた、本件引渡財産のみについて日本政府の正式見解を表明すべき時期でないと考える」

といい、したがって条約調印の後改めて回答をさしあげることとしたい、いずれ第 16 条の実施については赤十字国際委員会の好意ある協力にまたねばならないから、以上の趣旨を会長代表に適宜伝達ありたいと結んだ。

日赤社長から政府の回答を伝えられたウォルフ博士は、15 日午後、外務省を来訪、次官と会談の後、条約局長と会談した。「備忘録」は、「午後 3 時ころ赤十字国際委員会ウォルフ博士来訪。次官とも会談。日赤社長を通じ申出の件につき先方態度を柔らげ、第 1 点（第 16 条を日本は自由意思にて受諾せることを明らかにすること）だけをとりあげ、それも、条約調印後正式に声明する意思を内示することにて十分なりとい

う。それなら十分貴意にそいふべしとのべたるに、博士は大いによろこびたり。総理の了承を取りつけこのラインにてとりまとむべし」と記録している。

15日の会談の結果、

わが方は、改めて理総の了承をえたうえ、18日付次官発ウォルフ博士あて書簡をもって博士の所望の趣旨を「極秘扱い」として申しおくれた。

関係書類すなわち

- 1 1951年8月10日島津日本赤十字社々長の外務大臣あて書簡
- 2 8月10日条約局作成の対処方針案
- 3 8月13日外務事務次官の島津日本赤十字社々長あて回答
- 4 8月18日外務次官のウォルフ博士あて書簡

は、一括して「平和条約草案第16条に関する赤十字国際委員会との接触」として付録70に収めてある。

第10 進駐軍の名称変更についての照会

8月9日、総司令部民政局から外務省係官につぎのような照会があつた。

- 1 民政局はリッジウェイ大將の名で「好ましからざる標識の撤去と進駐軍なる称呼の変更」について2・3日中に命令書を発出するはずである。これにより8月30日までに英連邦占領軍をふくめり大將指揮下の全部隊は、日本人を特定地域から差別的に排除する一切の標識を撤去することになった。
- 2 命令書は、同時に、オキュペーション・フォーセスなる称呼をセキュリティ・フォーセスと変更するよう命令している。逐語訳たる必要はなく適当な訳語を決定してもらいたい。

総司令官の方針は、平和条約の発効の時期いかに問わず、連合国軍が占領軍でなく防護のための軍であるという考えを普及しようというのである。

- 3 好ましからざる標識の除去については、その多くが日本語で書かれている事実からして、外務省と地方連調当局の協力をえたい。

照会にたいする回答をどうするか、外務省幹部で話しあつたが意見がまとまらなかつ

た。9日の「備忘録」は、「夕刻、進駐軍の称呼をオキュペーション・フォーセスからセキュリティ・フォーセスに改めたいから日本語の称呼をどうすべきかとのGSからの照会にたいする回答ぶりについて省内幹部の意見まとまらず。結局、岡崎官房長官のところへ書きものを持参し総理と相談して結論をだしてもらおうよう依解して帰える。彼我ともに忙しくて箱根行きに時間をつぶすのが苦痛である」と記している。

官房長官に持参し同時に総理にもとどけた一書きもの(8月9日付条約局)は、GS照会の内容を記述した後、(イ)進駐軍オキュペーション・フォーセスなる称呼に代えて使用しようとするセキュリティ・フォーセスなる称呼にたいする日本語は「防衛軍」とするのが適当であるとのべ、(ロ)かような称呼の変更については(a)平和条約調印直後に称呼を変更するのは意義がある、(b)平和条約実施のときに称呼の変更を行ない名実ともに占領軍から防衛軍に変わったことを明らかにするがよろしいという2つの論がある。どちらを採用すべきかと設問していた。

8月11日岡崎官房長官に同道箱根にいつた際、長官から総理に説明し意見をうかがつた。綴込に収めてある「書きもの」には「8月11日箱根で岡崎官房長官から総理に報告。総理は米側の希望とおり今すぐセキュリティ・フォーセスと名称をかえてもらつてよかろうと答えられた。日本語名称については別に意見はおありでなかつた。西村」との書きこみがしてある。11日の「備忘録」は、箱根における総理の決裁の趣旨として「1. 進駐軍の名称変更 よろしいと返事すること。日本語の名称は少し考えること」と記録している。

この結果、「今すぐ名称をセキュリティ・フォーセスと変えられることに異存ない」「日本語の名称は防衛軍としたい」という趣旨が先方に伝達されたことと推察するが、「防衛軍」という名称も「セキュリティ・フォーセス」という名称もその後ついぞ一般慣用となることなくして終つた。

8月9日のGSの照会および条約局作成の説明書は、付録71に収めてある。

第 11 漁業問題に関するオーストラリアとの交換公文 問題

1 8月14日付在京オーストラリア代表部の口上書

8月14日在京オーストラリア代表部から漁業問題について要旨つぎのような申出に接した。

「オーストラリア政府は、1951年2月7日の平和条約締結直後における漁業に関するダレス特使・吉田総理間の交換公文および7月13日の漁業問題に関する日本政府の声明（原文引用）を注意ぶかくフォローしてきた。

上記交換公文および声明のテキストはある点において満足ではあるが、連合国の所定の defined 領域内または管治のもとにある水域における漁業の禁止を規定していない点においてオーストラリア政府の特殊の要望を充足していない。

オーストラリア政府は、平和条約草案第9条に満足である。同条は日本・オーストラリア間の2国間条約または多数国間条約を予見するものである。

オーストラリア政府は、そのうちに満足すべき協定が締結されるであろうことを疑わない。しかしながらも、かかる協定の締結をみるにいたるまでの間、条約草案にはオーストラリアおよびオーストラリア領ニュー・ギニア諸島に近接する漁場において on grounds adjacent to ほしいままに漁業に従事すること to fish at will を日本人に禁止するものはなにもない。

日本政府の承知されるようにこれらの漁場は戦前日本の略奪漁業によつて苦しめられた。目下考慮中の適当な保存措置が講じられないと短期間に重大枯渇にひんするおそれがある。

よつてオーストラリア政府は、平和条約の調印と同時に日本政府と公文を交換し日本人および日本籍船舶にオーストラリアの領域および北部本土海岸線に近接する水域 waters adjacent to Australian territories and the Northern mainland coastline において漁業に従事することを禁止すべきである。概言すれば、禁止はオーストラリアの陸棚— continental shelf を当時そう訳していた—またパプア領域内の水域およびニュー・ギニアの領域内の水域にも適用されるであろう。

両国友好協定の関係のため、オーストラリアにおける対日反感の除去のため、日

本政府が本件交換公文に賛成されることを要望する。

最近若干の日本船がマッカーサー・ラインをこえて赤道以南のオーストラリア領水で活動した事実に注意ありたい。平和条約発効後の漁場の不安定性をすみやかに除去することは日濠両国にとり願わしいことである」

口上書は長文であつてその第6項以下の文章は一読して不快の念を禁じえないものであつた。

なお、8月16日、英国代表部からオーストラリアの申出に “strongest support” を与える旨の口上書を受領した。

2 8月20日、DSボンド参事官の内話

20日午前、他用をもつてフィン書記官を訪問した藤崎にたいしボンド参事官から話したいことがあるということだつたのでその室にいったところ、ボンド参事官は、「われわれの漁業担当官—Miss Dunning—はオーストラリアの申出に関心をもっている。エツクズクルージョンはいけないという意見である。（これは、当時、日米加間漁業協定についての非公式話合いで意見一致していた点である）。これが先例となつてはならぬと考えている。また、米国政府は領海の範囲は3哩との立場をとっている。本件は暫定的なものだから差支えないだろう」と内話した。

藤崎からオーストラリア提案は吉田・ダレス交換公文および日本政府声明から1歩ふみでているので関係当局に難色があること、サンフランシスコで交換すると他の連合国がこれにならうおそれがあることからこれにも難色を示していることを説明したところ、参事官は「本件は政治問題なので、なかなかデリケートだ」といつた。

3 8月23日、わが方の回答

わが方は、水産庁と協議の後、23日午前回答を発送した。

回答は、18日水産庁十川生産部長持参の水産庁案を参考としつつも同案にとらわれず外務省側の意向をつよく反映したので、

「貴覚書は関係官庁において検討中である。交換公文の内容が日本政府にとつて全く新規な一連の原則に基づくものであるので関係資料の収集と必要な研究の完了までには相当長時間を必要とする。日本政府は去る7月13日漁業問題に関する声明を発表した。この声明に明らかにされている政策は慎重考究の結果国策として採

扱された公海漁業に関する基本的原則である。オーストラリア政府におかれてなんらかの理由で公文を交換することを緊急必要事と考えられるならば、公文の内容は上記の声明の範囲内のものといいたしたい」

というのであった。

同時に英国代表部にたいし英国政府の与えられる“strongest support”はオーストラリアの提案にふくまれている海洋における産業活動に関する国際慣習の原則の変更にたいする支持をもふくむものなりやとの質問を提出した。

8月23日の「備忘録」には「漁業問題に関する濠州代表部への回答をとどける。先方はいそぎおれど、わが方は容易に同意できぬ内容なり。英国政府は濠州をサポートしおれり。それにも質問書を発す。平和条約後にじっくり論議をつくす外仕方なかるべし」と記入してある。

4 オーストラリア代表部エカーズレイ参事官の来訪

わが方の回答を受とつたオーストラリア代表部のエカーズレイ参事官は、同23日夕刻、条約局長を来訪しわが方の再考を求めた。

わが方が、

「貴方提案は、日本政府にとって目新しいものを多くふくんでいる。早速水産庁とも連絡したが、じゅうぶんな資料に基づいて研究する必要がある。また、業界の意向もきかなければならぬ。ダレス・吉田往復書簡・7月13日の政府声明の線からだいぶ出ている。他の連合国との関係もある。政府として確認を与えることはきわめて困難である」

と説明したにたいし、参事官は

「これはプロヴィジョナルなものであつてオーストラリア政府としてはこれを恒久化しようとしているものとは思わない」

と答えた。

わが方から重ねてサンフランシスコ会議の際公文を交換することは日本としては具合が悪いことを指摘し、また、提案第5項にある many Japanese depredation という言葉に水産庁側がサプライズしたことをのべた。

参事官は、「これは強い言葉であると思う。具体的事実を調べてみてもよい」と答えた。

提案第2項の waters falling within the defined territorial boundaries は国際法上一般に認められている領海のことが後の諸項に示されている水域のことが、とのわが方の質問にたいし参事官は後者であると答えた。

参事官は、「本国政府に報告する必要上、日本政府としてはなにかフェイヴァラブルな意思表示はできないだろうか」といい「領水（三哩のことがときいたら、しかりと答えた）には行かないということだけでも」と示唆した。わが方は「それは異存ないがそれではあまりに口上書の線とかけはなれているではないか」といつた。

さらにわが方から「これまで日本の立場は特定の漁業にリファーしているものであること、政府声明の発出後いくばくもなくしてそれを改変するような措置をとることは政府として困難なるべきことを指摘した。

参事官は、「自分のほうでもなにか別にフォーミュラを考えるが貴方でもこれならよいというフォーミュラを考えてもらいたい」といつて辞去した。

「備忘録」は、「夕方、濠州ミッシェンの Eckersley 参事官来訪、漁業問題についてわが方の回答にたいし再考を求む、当方より先方申出の大陸棚のごとき理論は到底 yes といい難きこと、桑港にて文書を交換することの好ましからざることを説く。同氏もわれわれもよく考えてみようということに分れる」と記録している。

5 8月24日の英国代表部の回答

前記8月23日のわが方の質問にたいし英国代表部は、8月27日付口上書をもつて回答してきた。

回答の趣旨は、オーストラリア政府の提案は純粋に temporary な ad hoc な性格のものであつて原則の問題はふくまれていない（したがつて公海における産業活動に関する国際法上の慣行たる原則の変更にたいする支持という問題はありえない）、というものであった。

6 8月24日、水産庁・外務省間協議

結局のところ本問題についてはなんらかの公文を交換せざるをえなくなるかもしれないのでその場合に備えるため一案を用意しておいたがよいということで、24日午後、水産庁（長官出席）と外務省間に協議を重ねた。

まず、藤崎から前日のエッカーズレイ参事官・条約局長会談の趣旨を伝えた後、当方で用意しておいた交換公文案を中心に討議した。

論点の一つは、なんらかの交換公文をしてもいいとの態度をとるか。日本とオーストラリアとの間に平和条約が効力を発生すると同時に実施することを目途に協定締結の交渉にはいる用意ありとの立場をとるか—であつた。

諸般の情勢から交換公文を断わりきれない場合を考える必要がある。日本は協定締結をいそぐ立場にない。マッカーサー・ラインは平和条約効力発生前に撤廃されるかもしれない。協定の締結はマ・ライン撤廃の妨げとなるかもしれない—などの理由で、この点については前者をとるべきであるとの結論に到達した。

論点のいま一つは交換公文の内容であつた。協議の結果、用意してあつた案文のように絶対禁止としないで「日本政府はオーストラリア政府において貝類資源保存の目的をもつてオーストラリアの領域に近接する公海の……の区域における貝類の採取漁業の合理的制限に関し所要の立法措置を講ずる場合においては、オーストラリア国民と平等の基礎においてこれを日本国民に遵守せしめるよう措置する用意がある」という趣旨にすることになった。

また、国内法制上必要となるべき措置については水産庁で研究することにした。この点に関連して水産庁長官はマ・ラインをこえる漁業を全面的に許可漁業とする法制を設ける必要があろうとの意見をのべたにたいし、当方からまだその段階でない。そんなことをすれば対外接衝上不利になるとの意見をのべておいた。

7 8月27日のオーストラリア代表部の口上書

27日午後5時半、エッカーズレイ参事官、条約局長を来訪、再度口上書を手交した。

口上書は、

- (イ) 本件提案は新しいまたは基本的な原則に関するものではなくただ相互に満足な多边的協定の締結されるまで暫定的にマ・ラインを継続せしめたいのみである。
- (ロ) 7月13日の日本の声明はオーストラリアの利益をじゅうぶんに保護しないからこの声明の範囲内における公文交換は無意味であり、平和条約発効から満足すべき多边的協定の締結されるまでの期間をカバーするためにはどうしても別個の協定が必要である。もし日本側に多边的協定締結の誠意があればオーストラリア側提案は合理的であり、これにたいする日本政府の態度は将来の意図を示す重要な徴候で

ある。オーストラリア側も平和条約発効後直ちに多边的協定のための交渉を開始できるよう希望する。

- (ハ) 最近数月以来オーストラリアは平和条約発効後実施を予想される対日関係改善のための具体案を考究中であるが、戦争による反感の存することは否めず、日本漁船の活動およびこれにともなう事故は両国間の通商その他の正常関係の回復に有害なかかる反感をあふるだけである。公文交換はかような事故の防止のためにも両国にとり有益である。
 - (ニ) 条約局長の提出された反対論に応えるため、交換公文は平和条約署名後に公表してよろしい。オーストラリア提案が行われない場合には平和条約第9条を改訂する権利を留保する。本件につき至急回答ありたい—
- というのであつた。

同日の「備忘録」にはエ参事官の来訪について「夕方、5時半濠州のエカーズレイ参事官来訪。わが回答と先日のおたくしとの会談を引用したノートを再度持参す。語気つよく読んで不快の上なし。極力感情を制して当方でもよくよく考えて双方に満足な方式を発見するようにしたいと答えておく。「桑港にて平和条約第9条の修正を提議せざるをえず」というような文句あり。かような脅し文句をうけつつ交渉するところに何の平等者扱いありや、友邦的取扱いありや。忌むべし、この仕うち。ねばらねばならぬ」と記入してある。

8 8月29日のわが方の回答

わが方は、28日午後、藤田水産庁長官・十川部長をくわえてオーストラリア代表部にたいする回答ぶりについて協議した。予め外務省側で用意してあつた東京で先方に交付しておく回答案を確定し、また、サン・フランシスコで先方からこの問題を持ちだしてくる場合のための最終案も討議した。

わが方の回答は、29日夕刻、ホヂソン大使邸にとどけられた。

28日の「備忘録」は、「4時半より藤田水産庁長官・十川部長と濠州漁業問題につき協議す。東京にて先方に交付しおく予定の回答案を固め、また、桑港で本件を持ちだされた折りのための最終案についても意見を交換しほぼ成案をう」と記入している。

29日のわが回答は、

- (イ) 公海における水産資源は1または数国の独占すべきものではない。水産資源の利用にたいする制限は年々最高の漁獲維持のためのものでなくてはならない。オーストラリアの提案は保存措置が講ぜられている漁業を対象とするものではなく日本としては専断的に公海の一定区域から特定国の漁船や漁業をしめだす措置には原則的に同意できない。
- (ロ) 漁業協定の締結は平和条約発効と無関係にできるし日本政府はその用意を有する。
- (ハ) マ・ライン侵犯の漁船は日本の行政権の及ぶ範囲外の地に属しそこから出漁したものである。現在日本は国内法によるも国際取極によるもかかる漁船を取締りえない。オーストラリア政府においてこの事情を国民に説明ありたい。
- (ニ) 貴簡にいう「掠奪的」の意味を説明ありたい。
- (ホ) 公文交換を絶対に必要と考えられるならば、つぎの趣旨のものといいたしたい。
- (1) 日本は主権回復後すみやかに漁場の発展および保存のためオーストラリアと漁業取極作成の交渉を行う用意がある。
 - (2) それまでの間全く臨時的かつ特別に南緯10度以南のアラフラ海公海で従来オーストラリア人が貝類の採取を行っていた海域における日本人および日本船の貝類の採取漁業を貝類資源の保存を目的とする合理的なオーストラリア国内法の定める範囲までオーストラリア人と平等な基礎により制限する用意がある。ただし、これは日本側の国際的権利の放棄ではない。
 - (3) オーストラリアの既存のまたは将来の関係法令を通報ありたい。これらは、違反者にたいし漁業免許の取消その他の処罰を規定する法令を制定する基礎として必要である――

という趣旨であつた。

9 8月29日のオーストラリア代表部の覚書

わが方が回答をとどけたその日すなわち29日の午後1時半エカズレイ参事官が、また、長文の覚書を持参した。

覚書は、

- (1) 条約局長の勧告にしたがい「陸棚」の語をさけて協定地域を詳細に規定する。
- (2) オーストラリア政府は全般的漁業の禁止を希望しているものと了解するが、漁業

の種類別に論議すべきであるとの条約局長の勧告は本国政府に照会中である――とのべた後、つぎのような交換公文案を提議していた。

外務大臣から駐日オーストラリア大使あて書簡

「日本政府は、貴使節団と外務省の最近の会談の結果、オーストラリア政府がオーストラリア近接水域における日本の漁業を制限するには本年7月13日の日本政府の声明および平和条約第9条の規定は不十分であると考えられることを理解する。

日本政府は、オーストラリア政府が日本政府声明と平和条約第9条はとくにオーストラリア近接水域における漁業に関し平和条約発効後規定のない中間時期を残すことになるのを懸念していられることを理解する。かような漁業に関する不確定性を除くため、日本政府は、2国間または多边的協定の成立するまで日本人または日本籍船にたいして下記の水域における漁業を国際的権利を放棄することなく自発的に禁止することに同意する。

Waters south of the Equator from Nauru at approximately 165 degrees east to longitude 141 degrees east, being the western border of Austrian New Guinea, south to point where this line meets latitude 9 degrees 8 minutes south on the south coast of New Guinea. From there, due west along latitude 9 degrees 8 minutes to point where this line meets the 100 fathom line as shown on Admiralty Chart No. 2759 A (Australia, northern portion, and adjacent islands and seas south of the Equator) at approximately 130 degrees 20 minutes east and thence to follow the 100 fathom line to the west and south. The waters of New Guinea and territories in which fishing by Japanese nationals or Japanese registered vessels are prohibited from operating are, moreover, the waters within the defined territorial areas of New Guinea as specified in the Second and Third Schedules of the Papua and New Guinea Act of 1949.

上記の自発的取極がオーストラリア政府の本件に関する立場を満足せしめ、かつ、漁業協定締結までの間両国の親善関係強化に資する取極はいかなるものでもこれを結ぼうとする日本政府の希望の証左としてうけいれられることを希望する」

オーストラリア大使発外務大臣あて返簡

「オーストラリア近接水域における日本人および日本籍船の漁業に関する貴簡を拝誦した。

オーストラリア政府はすでに平和条約発効後できるだけ速かに2国間または多数国間の漁業協定を結びたい意向であることを示した。さらに閣下のとられた措置は両国関係の漸進的改善に資するものと確信する」

このように、8月29日双方から交換公文案が提出された段階で交渉は中断しそのままサンフランシスコ会議にもちこされたのであつた。

関係書類すなわち

- 1 1951年8月14日のオーストラリア代表部口上書
- 2 8月16日の英国代表部の口上書
- 3 8月20日藤崎・ポンド参事官会談メモ
- 4 8月18日水産庁十川生産部長の持参した回答案
- 5 8月23日のわが方の回答
- 6 8月23日英国代表部に提出した質問
- 7 8月23日のエカーズレイ参事官・条約局長会談要録
- 8 8月24日の英国代表部の回答
- 9 8月24日の水産庁・外務省間協議要録
- 10 8月27日のオーストラリア代表部の口上書
- 11 8月29日のわが方の回答
- 12 8月29日のオーストラリア代表部の覚書
- 13 サンフランシスコのため用意したわが最終案

は、一括して「漁業問題に関するオーストラリアとの公文交換問題」として付録72に収めてある。

第12 平和条約案（および安全保障協定案）の解釈に関する往復

1 平和条約草案第4条にたいする7月2日付わがオブザベーションに関する7月24日のわが方の解明

7月23日夕刻、フィン書記官から藤崎に条約草案第4条—日本が放棄する地域における日本国財産の処理—にたいする7月2日のわが方のオブザベーションの意味を明らかにしてもらいたいと連絡してきた。

直ちに要旨下記のような文書を作成し24日午前、藤崎からフィン書記官に手交した。「備忘録」は、「23日 夕刻、フィン書記官から藤崎くんへ第4条にたいするわがオブザベーションの意味を明らかにしてくれとの問合せあり。すぐ小生、作文し藤崎くん英文作成」、また、「24日 午前、藤崎くん、昨夜作成の文書をフィン書記官にとどける」と記録している。

「条約草案にたいする7月2日のオブザベーションで第4条の適用は事実上不可能であると思う。今なお前に提議したフォーミュラが唯一のプラクティカルなフォーミュラであると考えたとのべた。

前にのべたフォーミュラとは、3月16日の日本政府のオブザベーションの1、仮覚書の(2)領域のところに陳述してある。

割譲地域（とくに朝鮮を念頭において考えられたい）には巨額の日本の公有・私有の財産があつた。きわめて多数の日本人が居住していた。これらの日本人は終戦後すべて本国帰還をよぎなくされた。財産はすべて現地に残された。これらの財産は無責任に処理された。そこに占領軍が駐屯するにいたつた。残る日本財産は占領当局によつて処分された。割譲地域の治安は乱れた。占領軍は撤退した。内乱が起つた。財産は破壊された。かような状態のもとで、一方割譲地域にあつた日本および日本人の財産と日本および日本人の管治当局または住民にたいする請求権と、他方管治当局と住民の日本または日本人にたいする請求権および管治当局または住民の日本にもつ財産とをどう処理するかは、イタリア平和条約第14条付属書のうちに条約に処理の根本原則を定めておく場合でも、実行不能である。けだし財産や請求権の関係が余りに複雑であるばかりでなく、終戦後6年間に完全に破壊し去られているからである。しかも、日本側の財産なり請求権なりに比し管治当局や住民

の日本や日本人にたいし有する請求権が僅少であることも容易に推測がつく。しかし、かれらはそれに満足しないで、相互の間に戦争がなかつたにかかわらず必ず理くつぬきに賠償請求をもちだすであろう。したがって、日本の場合には、割譲地域における財産や請求権の相続問題は一刀両断的に各地域内で終結して相互に一切の請求をしないと規定する外、実的な解決方法はあるまい。これは、いつに終戦後における日本人の強制本土引揚および割譲地域における終戦後の治安の混乱からくるやむをえない不幸な結論である」

7月24日午前先方に交付したわが方の説明書は、和文原案とともに付録73に収めてある。

2 平和条約草案第4条に関する国務省からの連絡

上記7月24日の藤崎・フィン書記官往訪の際、フィン書記官は、条約案第4条について「8月13日各国へ送付予定の平和条約最終案では第4条で条約第3条—南西諸島—に言及することはやめるつもりである。米国としてはもちろん琉球における財産問題について日本と特別協定締結の交渉をするであろうが、そのこと条約に明記することは必要でもないし望ましくもないからである」と国務省から連絡があつた旨を伝えられた。

フィン書記官から受領した書きものは、付録74に収めてある。

3 平和条約草案（および安全保障協定）の解釈に関する7月27日のわが方照会

平和条約草案の公表後草案を研究し議会議員への配布その他一般の啓発用として「平和条約案の解説」を書いた事務局は、その間にもつた解釈上の疑問点について米国側の意見を照会しておくことが来たるべき国会における条約審議に備える準備作業として最も必要であると考えて、これらを文書にとりまとめ、7月27日、藤崎からフィン書記官に提示してその意見を求めた。

7月27日の「備忘録」は、「平和条約案邦文の研究を終わる。

平和条約、安全保障協定に関する諸問題についてわが方の考え方を書きものにして

フィン書記官に交付し、先方の考えを承知したい旨を申し入れる（藤崎くんに行つてもらう）。議会における答弁資料としての作業である」と記入している。

先方に提示した文書は、 Interpretation (1)、(2)、(3)の3つの文書から成る。各文書で提起した問題とそれにたいする先方の意見は、要約すると下記のものであつた。

Interpretation (1)

1 日本と平和条約非参加連合国との関係

多数平和の締結で降伏文書は廃止されないから問題の関係は降伏前にもどることはない。しかし形式上戦争状態は継続するから降伏文書の条項が実施されなかつたまたは実施されつづないと称して占領継続権を主張するかもしれない。北海道を占領するというかもしれない。しかし、実際そんなことは起りえない。そういう場合には日本は日米安全保障協定または平和条約参加連合国間の集団安全保障取極によつて防禦されるからである。

2 S C A P、極東委員会、対日連合国理事会の地位

平和条約の発効と同時に米国はS C A Pを解任するであろうし他の連合国はS C A Pを任命できまい。極東委員会は使命を完了し存在しなくなる。しかし、理論上は4国のうち平和条約に参加しない国についてはひきつづき存続する。対日理事会についてもこれと同じである。

3 日米安全保障協定と中ソ友好同盟条約との関係

朝鮮動乱にたいし中ソ友好同盟条約は発動されなかつた。朝鮮動乱は戦争でないし日本はこれに参加していない。日本との形式上の戦争状態の継続または日米間安全保障協定の締結だけを理由に中ソ友好同盟条約は発動できない。中ソと米国の間に戦争が起きないかぎり中ソは正当に日本を攻撃できない。

4 平和条約とポツダム宣言の関係

平和条約は原則として従前連合国間に日本に関し取りむすばれたすべての文書に優先する。しかし、多数平和の場合には日本と条約非参加連合国との間で降伏文書は依然として有効である。したがって、日本軍隊の本国送還のようなポツダム宣言の約束は日ソの間では有効として残る。他面、日本も非参加国との関係においては降伏文書の条項に拘束される。

これら4つの解釈にたいしてフィン書記官は意見を同じうした。

Interpretation (2)

1 第2条(f)

日本は西沙郡島にたいし主権を主張したことがない。フランスの懸念を一掃するために挿入されたものと思う。アカデミックな問題だから異議を申しでなかつた。

これにたいしフィン書記官は、「自分もなぜフランスがこの島のことをいいだしたか解からん」といつた。

2 第13条(b)

(a)との関連で明らかなように(b)は国際民間航空にのみ関係するものである。

これにたいしフィン書記官は、「国務省の見解は(b)は国際航空と国内航空の両者をふくむというにある。司令部のアンダーパーグ氏がその意味で航空庁と連絡研究中である。航空庁と連絡されたい」とのべた。

3 第15条(c)(ii)

翻訳権のみについて6箇月の期間を余分に設ける理由いかん。

フィン書記官は「翻訳のために要する時間をみたのだから」と説明した。

4 第16条

第16条にある「第14条(a)2(i)(ii)から(v)まで」とあるのは「第14条(a)2(i)(ii)から(v)までに」とすべきではないか。しかりとすれば、第14条(a)2(i)(i)も除外すべきではないか。

フィン書記官は、誤植を認め、そうであるとすれば戦争中からひきつづき平穩に居住している者は連合国にいる者の場合と同よう免除されるべきであるとのわが方の考えに同感の意を表した。

Interpretation (3)

これは安全保障協定に関係するもの

1 日米安全保障協定は国連憲章にいう地域取極である。平和条約草案第5条に明らかなようにどの国も集団的安全保障取極が結べる。

2 しかし、日米安全保障協定は憲章第51条にいう集団的自衛の取極ではない。だから、締約国の一方にたいする武力攻撃は同時に他の締約国にたいする武力攻撃とはみとめられない。法的にいついづれの締約国も他の締結国を防衛する義務はない。

3 しかしながらは日本にたいする攻撃は同時に日本に駐在する米国軍隊にたいする攻撃となる。で、米国軍隊は自らの自衛権を行使する。これは必然日本の防衛に役立つ。日本はその有するあらゆる手段をとる。かくて日米間には日本の防衛のため協力関係が生れる。これに反し米国にたいする攻撃の場合には米国は日本におけるその posts から反撃に出るであろうが、それは日米安全保障協定の範囲内のことではない。

これらのわが見解にたいしフィン書記官は、問題を理解しかねるようすであつた。なぜ国連憲章にいう地域取極だといわねばならぬかと反問し藤崎からわが国民のなかには国連との結びつきにとくにつよい関心をもつものがあるのでそう説明したいのだと説明した。

フィン書記官は、安全保障協定についてはアリソン公使帰米後ワシントンからなんの連絡もなく、8月13日平和条約案といつしよに協定案も公表になるのか、9月4日からのサンフランシスコ会議でこの協定も署名されるのか、別に日本にたいする招待状が送られるのかなど一切不明で目下ワシントンに照会中であると内話した。

なお、上記3のわが見解の第一節は、7月30日フィン書記官にとどけた文書で「日本にたいし外部から武力攻撃がくわえられる場合には米国軍隊はもちろん直ちに反撃する。米国は国連憲章第51条に定められる固有の自衛権を行使することによつてのみ安保理事に諮かることなく軍事措置をとることができる。日本にたいする武力攻撃は在日米国軍隊にたいする攻撃を構成するからそうなのである。自己の自衛権を行使することによつて日本の安全に寄与するのである」と書き改められたことを付言しなければならない。

Interpretation (1)、(2)、(3)および Interpretation (3)の修正は、付録75

7月27日の藤崎・フィン書記官会談要録は付録76
に収めてある。

4 8月3日 Interpretation (3)の再度の修正

上記安全保障協定に関するわが方の解釈 Interpretation (3)については、8月3日さらに第1節を下記の3節とおきかえるようフィン書記官に連絡した。

「前文第4項には「日本国にたいする武力攻撃を阻止するため日本国内および付近に合衆国がその軍隊を維持する」とある。第1条には「この軍隊は極東における国際の平和と安全の維持に寄与し、ならびに外部からの武力攻撃にたいし日本国の安全に寄与するために使用することができる」とある。

この文章の意味は、実際には、「この軍隊は外部からの攻撃にたいし日本の安全に寄与するために使用されるであろうし、または極東における国際の平和と安全の維持に寄与するために使用することができる」と解される。

この解釈は前文第4項に照らして正当である。第4項は日本の希望の表明であるが、この希望はこの協定の基礎をなすものとして合衆国の承認するところである。

前文第4項および第1条に予見される日本にたいする武力攻撃が起る場合には在日合衆国軍隊はもちろん即座に反撃にでる。合衆国は国連憲章第51条に定められる固有の自衛権を行使することによつてのみ安全保障理事会に諮かることなく軍事措置をとることができる。日本にたいする武力攻撃は在日米軍にたいする攻撃を構成するからそうなるのである。自己の自衛権を行使することによつて日本の安全に寄与するのである」

こうなつたのは、7月30日午前シーボルト大使から安全保障協定の新案文の交付をうけたところ第1条に重大な修正がくわえられた—これまで駐屯目的が日本の安全にたいする寄与だけであつたのに新たに極東の平和と安全の維持への寄与がはいつた—ので、8月2日、フィン書記官から先にだした Interpretation (3)はそれに応じ修正の必要があるのではないかと藤崎に電話連絡があつたからである。

同日—8月2日—藤崎がCPCでフィン書記官に会つた際、同官はわが方の解釈は大体リーズナブルと思う。ワシントンにいつてやるつもりであると内話した。

安全保障協定が日本が武力攻撃をうけた場合米国は日本を防衛するとの約束をふくんでいるとの考え方にたいし米国側の肯定的意思表示を取りつけようと、当時事務局は苦慮していた。Interpretation (3)に関する往復はそれを物語るものである。

8月3日フィン書記官に交付した文書および藤崎のメモは、付録77に収めてある。

5 平和条約草案の解釈に関する8月6日のわが方照会

8月6日午前、わが方は Interpretation (4)をさらにフィン書記官に手渡した。

照会した点は、

1 第7条(a)

末尾に「日本国にこうして通告されないすべての条約および協約は、廃棄されたものとみなす」とあるが、これはこれらの条約は戦争開始の時から廃棄されたものとみなされるものと了解する。

2 第8条(a)

「日本国は、連合国が1939年9月1日に開始された戦争状態を終了するために現に締結しまたは今後締結するすべての条約および連合国が平和の回復のためまたはこれに関連して行う他の取極の完全な効力を承認する」とあるが、現時点においてこれに該当するものは下記のものである。他にあるか？

(i) イタリア・ルーマニア・ハンガリア・ブルガリア・フィンランドとの平和条約

(ii) 1945年8月1日のベルリン会議議事議定書

(iii) 1949年11月24日公表された連合国高級委員・西ドイツ共和国首相間の協定

Interpretation (4)は、付録78に収めてある。

6 8月17日の米国の回答

8月17日午前、求めによつて往訪した藤崎にフィン書記官はわが方照会にたいする米側の回答を手交した。

回答は、第7条(a)と第8条(a)に関する照会にたいするもので、

第7条(a)については、

「通告されない条約は1941年12月7日に廃棄されたとカテゴリカーにはいえない。政治的性格の条約または continued intercourse を必要とした条約は開戦の時から廃棄されたとみなされる。このようなカテゴリにはいらない条約または条約の部分（たとえば他国における不動産または動産相続権）は普通開戦によ

つて廃棄されたとはみなされないで開戦時に効力が停止されるとみなされるものである。後者については第7条(a)の廃棄の規定は関係国と日本国の間における平和条約の発効の時に普通効力を発生する」

第8条(a)については、

「日本外務省の解釈⁽⁴⁾は、つぎのように改めねばならない。

「1945年7月5日のドイツの敗北ならびに連合国による最高権力の掌握に関する宣言。」

この文書の承認は日本国政府が一般的に連合国の地位を承認し、その結果連合国が占領の過程において取るべきなんらかの行為で日本の利益に影響することあるべきものを取る権利を承認することを意味する。外務省の解釈に言及された1949年の協定は特殊の内容で地域的に適用あるものであるから日本の承認は必要でない。

1946年のオーストリア4国管理協定をリストに加える必要がある」というのであった。

この会談で、フィン書記官は、平和条約案の日本語テキスト—平和条約最終案が前日朝公表されていた—の至急提出方に関する指示を藤崎に手渡した。そのことについては後に説明する。

8月17日午前受領した先方の回答および藤崎の会談メモは、付録79に収めてある。

7 8月21日のわが方照会 Interpretation (5)

8月21日わが方はさらに平和条約案の解釈に関する照会を Interpretation (5)としてフィン書記官に藤崎から手交した。

取りあげた点は、

1 第8条(a)の第2文章

「国際連盟および常設国際司法裁判所を終止するために行われた取極」としては

- (1) 1946年4月18日連盟総会採択の国際連盟解散決議
- (2) 1946年4月18日連盟総会採択の常設国際司法裁判所解散決議

(196)

- (3) 1946年2月12日国連総会採択の国際連盟の職能・活動および財産の移転に関する決議

- (4) 1946年12月7日国連総会採択の国際連盟の財産の移転に関する決議

付属1 1946年12月7日署名の国際連盟のある種の財産の国際連合への移転に関する協定

付属2 1946年8月1日署名の国際連盟のある種の財産の国際連合への移転に関する各種行為の実施に関する議定書

- (5) 1946年12月11日国連総会の承認したヘーグ平和宮建物の使用および貸付金返済に関する国際連合・カーネギー財団間協定

- (6) 1946年12月14日国連総会採択の国際連盟の国際協定に基づくものを除くある種非政治的職能および活動の国際連合への移転に関する決議

- (7) 1946年12月11日国連総会採択の国際連盟の財産の移転に関する決議
- 付属A 国際連盟の財産の移転から生ずる連盟加盟国の債権を示す連盟事務総長作成の表

付属B 国際連盟の確定した債権および追加の9加盟国にこの債権を分与するために必要である訂正を示す一覧表

がある。

しかし(1)は日本に無関係（日本は脱退国であつたから）、(3)ないし(6)は日本に無関係の解散に関するもの。(2)は法律的に日本にとって意味があり、(7)は日本にとって財政的に意味がある。

第8条(a)の第2章によつて

- (1) 日本は(2)と(7)とだけを受諾するのか？
- (2) 上記全部を受諾するのか？
- (3) 上記以外の文書があるのか？

2 第12条(6)(1)(ii)

平和条約の最初の効力発生後4年間日本は連合国および連合国民にたいし財産権（有体および無体の）に関するすべての事項について内国民待遇を与うべきことを規定する。しかし同条(c)によつて日本は関係連合国が財産権について内国民待遇を与える限度においてのみ内国民待遇を与える義務がある。

(197)

上記の規定は1947年7月30日の合衆国著作権法 Section 9, paragraph 1, sub-paragraph (b)にいう “international agreement which provides for reciprocity in the granting of copyright, by the terms of which agreement the United States may, at its pleasure, become a party thereto” とみなされるか？ そうとすれば、合衆国は大統領布告によつて著作権に関し日本国民に内国民待遇を与えることができる。日本国民に内国民待遇が与えられる場合には日本は上記4年の間著作権に関し合衆国民に内国民待遇を与えなければならない。

3 第14条(a)2

外国政府が発行した公債ならび外国会社の株式および社債で日本における日本国民によつて所有されるものは平和条約のどの条項の適用も受けない “obligation to bearer” を動産の一種とみるのはすべての国内法に共通の原則であつて、これらは日本に在る動産とみなされるものである。

4 第19条(d)

つぎのように解釈してよいか？

平和条約発効後、日本は、占領期間中占領当局の指令に基づいてもしくはその結果としてまたは日本の法律にしたがつて連合国民または日本国民によつて行われた作為または不作為の効力を問題としてはならない。また、日本は上記のような作為または不作為の故に連合国民を民事または刑事の責任に問うてはならない。 “不作為、とは、たとえば占領当局の指令のもとに連合国民が享有した一種の治外法権によつて連合国民が課税または警察規則の適用を免除された事実を指すものである。

事例によつてすべてのケースの種類を示してもらいたい—

の4点であつた。

8月21日フィン書記官に手渡した Interpretation (5)は、付録80に収めてある。

8 8月23日第12条(d)の訳し方に関するフィン書記官の意見照会

平和条約案第12条(d)の（海運および航海に関するものを除く。）は、「国際収支」だけにかかるものか、または「対外的財政状態」にもかかるものか。訳文作成の

段になつてふと疑問をもつにいたつたので、8月23日、藤崎からフィン書記官に聞きあわした。

フィン書記官は、「われわれのメモランダムでははつきり両方にかかることが示されている」といつた。

それで原案では「国際収支」をうけるようになっていたのを改め（海運および航海に関するものを除く。）は「……保護する必要に基づくもの」の下にもつてきて「国際収支」と「対外的財政状態」の双方をうけるようにした。

8月23日の藤崎のメモは、付録81に収めてある。

第13 平和条約案のテキストに関する往復および最終案の公表

1 平和条約草案第14条の修正についての内報

8月10日午後2時半、次官・シーボルト大使会談の際、大使はダレス特使から電報で条約第14条(a)の賠償に関する条項が修正されることになつた。しかし、これは実質的には変更を意味するものでないからフィリピン等の宣伝で迷わされないように望むと伝言を次官に伝えた。8月10日の「備忘録」には、

「午後2時半、次官・シーボルト大使と会談。席上大使より

(i) ……

(ii) ……

(iii) ……

(iv) 条約第14条(a)修正 賠償に関する第14条(a)の規定は修正を加えられることとなつた。実質には変更がない。此等の宣伝によつて誤解されぬよう望むとダレス特使より電報ありたる旨を伝う。

これも明日、総理に伝うべし」

との記入してある。

また、この趣旨は、同日夕刻、西村・藤崎・シーボルト大使会談の際にも大使から兩人に伝えられた。

藤崎作成の会談メモは、付録82に収めてある。

2 日本語テキスト作成についての往復

条約草案の最終条項によれば日本語テキストも作成されることになっているので、

8月7日、フィン書記官に日本語テキストは

- 1 日本政府において作成するのか？
 - 2 このテキストは合衆国政府に照会のため提出すべきであるか？
 - 3 英語テキストと形式を統一するためどのサイズの用紙を使用すべきであるか？
- 安全保障協定についても同様のインフォメーションをもらいたい。

と申し入れた。

8月13日、在ワシントン在外事務所安藤（吉光）所長から11日発の電報で

「国務省国際会議部その他から平和条約日本語正文を当事務所で書きうる者ありやとの照会があつたので、日本語正文作成は外務省においてなすことが適当と考えられる旨答えたところ、東京にリファアーすることとするが会議の際案文に修正がある場合に備え日本語正文を書きうる者を会議に連れくる必要あるべしとのことであつた」

といつてきた。

8月17日午前、藤崎・フィン書記官往訪の際一上記第12の6参照一、フィン書記官は、条約・宣言・議定書の日本語テキスト作成用として国務省から14日付航空便で送付してきた特別の用紙を交付しこれをもつて8月13日の条約案による日本語テキスト6通を作成しなるべく早く次週の半までに提出するよう要望した。テキストは他の国語によるテキストといつしよに製本し平和会議のワーキングペーパーとして使用するものであるから製本しないでバラで持参するようにとのことであつた。

手交された書きものには、日本語テキストは手書きされるものと思うがサンフランシスコでテキストに軽微な修正が加えられるかもしれないのでそれに備えて日本代表団のメンバーに a writer を入れておいてはどうかとサジェストしてあつた。

所望された日本語テキスト6通はいそぎ作成のうえフィン書記官にとどけた。が、持参した日時は記録してない。

8月7日のわが方の照会は、付録83

8月13日の安藤在ワシントン在外事務所長の電報は、付録84

8月17日の国務省の指示は、付録85

に収めてある。

3 平和条約最終案の公表

平和条約の最終案は、7月20日のサン・フランシスコ会議招請状（後出）に予定されていた8月13日をすこしおくれ、東京では、15日午後7時半フィン書記官（条約・宣言・議定書）から西村（藤崎同道）に手交された。また、翌16日午前7時、シーボルト大使（米）およびクラットン代理大使（英）の両者によつて公表された。

両大使から公表されたものは条約案と2つの宣言案であつて議定書案は別に後から公表された。

発表文には “These texts incorporate revisions to the drafts texts made public on 20 July 1951.” の一句がある。

最終案で7月20日案に加えられた修正は、つぎのとおりである。

注：傍線のあるものは新たに挿入されたもの。[] のなかは削除されたもの。

日本国との平和条約〔の草案〕

第1条

現在の第1条を(a)としつぎの(b)を加える。

(b) 連合国は、日本国およびその領水にたいする日本国民の完全な主権を承認する。

第2条(f)

新南群島〔西鳥島〕

第4条(a)

この条の(b)項の規定を留保して、日本国およびその国民の財産で…第2条〔および第3条〕に掲げた…

第4条(b)

現在の(b)を(c)とし、その前に新たにつぎの(b)を加える。

- (b) 日本国は、第2条および第3条に掲げた地域のいずれかにある合衆国軍事当局により、または、その指令にしたがってなされた日本国およびその国民の財産処理の効力を承認する。

第6条

現在の(b)を(c)とし、その前に新たにつぎの(b)を加える。

- (b) 日本国軍隊のその郷里への帰還を取り扱った1945年7月26日のポツダム宣言第9条の規定は、まだ完了されていないかぎり、実行されるものとする。

第7条(a)

……条約または協約

……条約および協約

第7条(b)

……条約または協約

第8条(b)

日本語には影響のない主語 it の追加

第8条(c)

……。日本国は、この条約の最初の効力発生の後6箇月以内に……。

第11条

日本語には影響のない前置詞 to の追加

第12条(b)

…日本国は、この条約が最初に効力を生じた〔の効力発生〕後4年間…。

第12条(b)(i)(ii)

…財産（有体および無体の財産）権、日本国の…。

第12条(e)

この条〔b〕に基づく…のまた、この条(b)の規定は…。

第13条(b)

…日本国は、この条約の最初の効力発生時から4年間、この〔条約の〕効力発生の日〔時〕に…。

第13条(c)

日本語に影響のない助動詞 will の追加。

(202)

第14条(a)

日本国は、戦争中に生じさせた損害および苦痛にたいして、〔主義上、〕連合国に賠償を支払うべき〔であるが、〕ことが承認される。しかし、また、存立可能な経済を維持すべきものとすれば、日本国がこの損害および苦痛にたいして完全な〔連合国にたいして適当な〕賠償を行い、かつ、同時に他の債務を履行するためには、〔能力に欠けていることが〕日本国の資源は、現在充分でないことが承認される。

〔もつとも、〕よつて、

第14条(a)

1…希望するときは、生産〔製造〕、沈船引揚げおよび作業における日本人の役務〔熟練および勤労〕を当該連合国の利用に…。

第14条(a)2(1)

つぎの(i)の規定を留保して、各連合国は、つぎに掲げるものの……条約の最初の効力発生…有する。この項に掲げた財産、権利および利益は、現在封鎖され、帰属を変じまたは連合国の敵産管理当局の所有または管理下にあり、かつ、この資産がこの当局の管理下に入つた時に、後記の(a)、(b)または(c)に掲げた人または団体に属しまたはこれらに代つて保有されまたは管理されたものをふくむ。

(a)

(b)

(c)

第14条(a)2(ii)

つぎのものは、前記の(1)に定めた権利から除く。〔ただしつぎのものを除く。〕

- (i) 日本国が……居住した日本の自然人の財産。ただし、戦争中に制限を課されかつ、この条約の最初の効力発生の日にこの制限を解除されない財産を除く。
財産が……財産を除く。〕

第14条(a)2(ii)(iv)

関係国と日本国との間における1945年9月2日後の貿易および金融関係の再開の結果としてその管轄内に入つた財産、権利および利益。ただし、当該連合国の法律に反する取引から生じたものを除く。（全文書き換え）

(203)

第14条(a)2(iii)

7月20日案の(ii)

第14条(a)2(iv)

7月20日案の(iii)に該当。前記(1)に規定された日本財産を……〔日本の〕所有者は……の修正がある。

第14条(a)2(v)

7月20日案の(iv)に該当。

第15条(a)

この条約が日本国と当該連合国との間に効力を生じた後〔の効力発生の後〕

第15条(a)

…所有者もしくはその代理者または所有者の政府が所定の期間内に……

第15条(a)

…または戦争の結果損傷もしくは損害をうけている場合には、日本国内閣が1951年7月13日に決定した連合国財産補償法案の定める条件よりも不利でない条件で〔1951年に日本国の国会が制定した法律第 号にしたがつて〕

第15条(c)(ii)

…1941年12月7日から日本国と当該連合国との間にこの条約が効力を生ずるまでの期間は、…

第16条

…捕虜であつた者およびその家族のために、適当な国内機関にたいして分配しなければならない。この条約の第14条(a)2(ii)の(ii)から(v)までに掲げた種類の資産は、条約の効力発生の際に日本国に居住しない日本人の資産とともに、引渡しから除外する。

第17条(b)

…1941年12月7日から日本国と当該連合国との間にこの条約が効力を生ずるまでの期間に……前記の国民が前記の効力発生の後1年以内に……

第18条(b)

…交渉を開始し、他の戦前の請求権および債務に関する交渉を促進し……

第19条(b)

……債権がふくまれる。ただし、1945年9月2日の後にいずれかの連合国

が制定した法律でとくに認められた日本人の請求権をふくまない。

第19条(c)

…生じた請求権を除く。この放棄は、この条約の第16条および第20条にしたがつてとられた行動を害するものではない。

第19条(d)

日本国は、占領期間中に占領当局の指令に基づいてもしくはその結果として行われたまたは当時の日本の法律によつて許可されたすべての作為または不作為の効力を承認し、連合国民をこの作為または不作為から生ずる民事または刑事の責任を問ういかなる訴訟も行わないものとする。

第21条

…朝鮮は、この条約の第2条、第4条、第9条および第12条…

第22条

この条約のいずれかの当事国が特別請求権裁判所への付託または他の合意された方法で…

第24条

…同政府は、各寄託、第23条(a)に基く条約の効力発生の日、およびこの条約の第23条(b)に…

第25条

…戦争状態にある国または以前に第23条に列記する国の領域の1部を成していたものをいう。ただし、各場合に当該国が条約に署名しかつこれを批准したことを条件とする。〔でこの条約に署名したものをいう。〕

第26条

戦争状態にある国または以前に第23条に列記する国の領域の1部を成していた国で、この条約の署名国でないものと……。ただし、この日本国の義務は……この条約の最初の効力発生の後3年で…

1951年 月 日にサン・フランシスコ市で、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語（ソヴィエト連邦が署名国である場合）およびスペイン語により、ならびに日本語により作成した。

宣 言

1

…かつ、平和条約の最初の効力発生の時に…

2

日本国政府は、実行可能な最短期間内に、かつ、平和条約の効力発生後1年以内に、…

2(6)

1911年6月2日にワシントンで、1925年11月6日にヘーグで、および1934年6月2日にロンドンで修正された貨物の原産地虚偽表示の防止に関する1891年4月14日のマドリッド協定

3

…平和条約の最初の効力発生の後……(a)…(b)…ワシントンで署名のために開放された…

宣 言

第3項としてつぎを挿入する。

日本国は、連合国が、連合国の領域にありかつ保存を希望される日本人の戦死者の墓または墓地を維持するために取極をする目的をもって、日本国政府との協議を開始すべきことを信ずる。

このように数は多いけれども内容からみて重要な修正といえるのは、条約第4条(b)の挿入（韓国の主張にもとづく米軍政府による日本国財産処理の効力の承認）第6条(b)の挿入（未帰還邦人）、第14条(a)の修正（フィリピン等の主張にもとづく賠償支払原則の承認）、第15条(a)の修正（1951年7月13日閣議決定の連合国財産補償法案の引用）、第19条(d)の挿入（占領期間中の指令または法律に基く作為・不作為にたいする民・刑事責任の不問）および戦死者の墓等に関する宣言の第3項追加などである。

平和条約および宣言の最終案（英文）は、7月20日案との対照表とともに、付録86に収めてある。

(206)

第14 平和条約案第3条（南西諸島等の信託統治）の意義に関する往復

8月4日、井口次官がシーボルト大使を往訪会談した際—この時引揚問題に関する総理のダレス特使あて私信を提出した—、シーボルト大使は、ダレス特使から在台北在外事務所の開設を急ぐよう要望があつたことと自分が日本のため骨折つて作った条約案にたいして日本内部に反対の声があり、とくに沖縄について「日本の主権を放棄さしていない」にかかわらず反対があるのは心外であると伝えてきたことを内話した。

同日の「備忘録は、

「………

午前11時井口次官シーボルト大使会談。

大使から全権団員オブザーヴァーなるカテゴリーを設けるとの話をきくが、それはおかしい。全権代理（オルタネート・デレゲート）のような称呼を使われるよう希望するとの話があつたとのこと。

次官から引揚問題に関するダレス特使宛私信を提出。

ダレス特使から

(イ) 在台北在外事務所の開設をおくらしているのは遺憾である。早く開設して2国間平和条約の予備交渉をしうる人を付随されたい。（とくに第4条）。

(ロ) 自分があれほど日本のため骨折つて作った条約案にたいして日本の内部に反対の声があるのは遺憾である。沖縄についても総理の意を汲んで「日本の主権を放棄していない」にもかかわらず反対の声を立てる向があるのが心外である。日本の要請については署名と実施との間に人を現地に派して実情と照して研究さしたい。との連絡があつた旨を大使は次官に伝えた。

(ハ) の点は近く会う鈴木氏（社会党）にもとくといつておくつもりだ—と大使はのべていた由。

………」

と記録している。

ちょうどその頃、事務当局は、近く16日から3日間の予定で招集される第11臨時国会における総理の報告演説を起草していた。第1次案は7月29日に起案した。その

(207)

あと上記ダレス特使からの連絡があつたし、また、条約最終案が近く発表される情勢であつたので、第2次案を草し、そのなかで特使の連絡を利用して条約第3条の意義を国民一般に向つて説明することとした。第2次案は、8月7日作成、同日夕総理に提出した。

「備忘録」は、7月29日に「総理の議会報告案を作り終日就床」と記入している。また、8月7日に「夕方、国連協力に関する交換公文と総理の議会演説案（岡崎官房長官からも作成するよう依頼ありしもの、同長官は補償法案に関する条約案の変更に關する説明ぶりについてDSと打合すよう要請さる）とを揃え、6時30分箱根に帰らんとする総理に差しあぐ。演説案にたいするオジイさんの反応こそみもの。ワシには苦手」と記入してある。

第2次案は、だいたい第1次案と同じく、ただ(i)最終案における新しい修正についての説明をくわえ、また(ii)「最近とくに国民的な関心のまとなつた2、3の問題について所見をのべたい」として南方諸島の帰属と引揚問題および連合国財産補償問題についての説明をくわえたところが違っている。追加説明のうち南方諸島の帰属については、「…平和条約案第2章は、領土の処分について規定する。そのうち、第2条の分については、日本はすべての権利・権原および利益を放棄するとある。南西諸島等に関する第3条には、そういう文句がない。この第2条と第3条との間の表現の相違は、意味のないものでない。これら諸島の住民の願望にそのような実際的な処理方式が採用されることを希望する余地があると考えている」となつていた。

他方、事務当局は、岡崎官房長官の注意で第15条(a)の修正—連合国財産補償法案の引用—に関する説明ぶりについてDSの了解をとりつける機会に南方諸島に関する説明ぶりについても先方の了解をえておくべく、8月8日、DSにフィン書記官を往訪し事務当局作成の説明案（英文）を提示して先方の意見を求めた。

説明案は、南方諸島に関しては、

“In Chapter 11 there are provisions concerning the disposition of certain territories. I would like to draw your attention to the fact that, while Japan is to renounce all right, title and claim to the territories listed in Article 2, it is not specifically so stated in Article 3 which provides for the disposition of the Nansei islands and other southern islands. This difference in word-

ing between Article 2 and Article 3 is deemed not without significance. It leaves room for us to hope that some practicable arrangements might be worked out to meet the desires of the inhabitants of these islands.

または... to hope that these islands might continue to be treated as if they remained under the sovereignty of Japan and some practicable arrangements might be worked out to meet the desires of the inhabitants of these islands concerning intercourse between the homeland of Japan and these islands, the nationality status of inhabitants and other matters.

の2案を示し、第15条(a)の修正については、

「もともと条約付属書に規定する計画であつたが、条約をできるだけ簡単にするため計画が変更され、日本において所要の法律を制定することができるかどうか尋ねられた。日本は同意した。法案の起草を開始し合衆国専門家とも協議し7月初旬法案の内容は固まつた。7月13日に閣議決定をした。他の連合国もその財産が日本にあるからこの問題に利益関係を持つている。これら連合国とも協議しその意見を考慮にいれなければならない。合衆国政府がこれをひきうけてくれた。こうして極く最近にいたつて連合国のコンセンサスを反映する最終案ができあがつた。これが8月13日発表の条約案が7月13日の閣議決定を引用せざるをえなかつた理由である」

としていた。

フィン書記官は、第15条(a)に関する説明ぶりは当方から提示した案で問題はなかろうが第3条の説明ぶりは両案をワシントンに電報してダレス特使の意見をきくほかあるまいと答えた。

9日の朝、フィン書記官は電話で補償法案の説明ぶりにたいしOKを伝えるとともに南西諸島等の説明ぶりについては「強い方式」をワシントンに電報した旨を連絡してきた。

「備忘録」は、8日のところに、「午後0時半、藤崎くんとフィン書記官を往訪。国連協力に関する公文案に政府として異議なき旨の文書と参考として、わが方の作成した復簡案を交付する。同書記官の間にたいし、わが方では「総理兼外相吉田茂」が署名すること、および、このことを華府に電報されてよいとのべる。同時に、来る16日国会にたいする総理の演説におこみたい(i)信託統治に関する説明案（強い案と慎重な案との二つ）と(ii)補償法案に関する説明案（8月13日発表の最終案は7月20日案の条項

とかわる筈で議会で問題となること必定である）を提示し先方の意見を求める。フィン書記官は、(d)は当方案にて問題なかるべきが、(i)については両案をワシントンに電報しダレス氏の意見をきく外なかるべきかとのべる」と記録し、また、9日のところに「今朝、フィン書記官から、補償法案に関する対議会説明ぶりについてOKの旨と信託統治地域については「強い方式」を華府へ電報した旨連絡あり」と記録している。

折りかえし、翌10日の午後2時半、シーボルト大使から次官へ先方のサジェッションが書きもので手渡された。ダレス特使のサジェッションは、説明の前半は当方の案と全く同じく後半が

“...This wording of Article 3 is deemed not without significance in that residual Japanese sovereignty remains. The flexible provisions of Article 3 leave room for us to hope that subject to strategic control by the United States in the interest of international peace and security some practicable arrangements might be worked out to meet the desires of the inhabitants of these islands concerning intercourse with the homeland of Japan, nationality status of inhabitants and other matters.”

となっていた。すなわちわが方の「強い案」を採用し、ただ、そのなかの“.....these islands might continue to be treated as if they remained under the sovereignty of Japan”なる表現を“.....residual Japanese sovereignty remains”と改め条約第3条のもとで日本が南西諸島等に residual sovereignty 一当初“残存主権”と訳したが後“潜在主権”という訳語を用いることにした一を保有することを明かにしたのであつた。当時事務当局が作成したダレス特使サジェッションの訳文は

「第2章には、若干の領土の処分に関する規定がある。この点に関して、われわれは、日本国の主権が4つの主要な島「およびわれわれが決定する諸小島」に限定されると規定した降伏の条件をわが国が無条件に受諾したことを、銘記しなければならない。したがって、わが国にとつては、これらの条件の変更を求める余地はない。しかしながら、わたくしは、つぎの事実について諸君の注意を喚起したい。すなわち、日本は、第2条に掲げられた領域にたいしては、すべての権利・権原および請求権を放棄することになつてゐるのに、他面南西諸島その他の南方諸島の処理を規定する第3条は、とくにこのように規定してはいないということである。この第3条の字句は、

(210)

その他のわが主権が残存するという点において、無意味のものとは思われない。融通性のある第3条の規定は、われわれが、国際の平和と安全上の利益のために米国が行う戦略的管理を条件として、本土との交通・住民の国籍上の地位その他の事項について、これら諸島の住民の希望にそうために実際的な措置が案出されるだろうと希望する余地を残すものである」となつてゐる。

ダレス特使のサジェッションは、11日午前、岡崎官房長官と同道箱根に総理を訪ねた時他の案件といつしよに総理に報告した。同日の「備忘録」は、

「.....

総理決裁の趣旨は、

1

2

3

4

5

6

7 信託統治地域について総理の演説に挿入すべき文句についての華府のサジェッションは、はなはだよろし。ただし、これは官房長官の言葉で、総理は首肯されただけである。……」

と記録している。

総理の報告演説案は、8月10日、第3次案をかいた。同日、上記のダレス特使のサジェッションがあつたので、さらに11日の夜新たに起稿し原稿のまま総理に提出した（第4次案）。総理は、15日正午、加筆訂正して原稿を戻され「結論のところは自分で書く。明朝までに浄書して箱根にとどけるよう」下命された。15日午前、浄書を箱根に送り総理の閲覧を請うた。午後些少の加筆があつて返つてきた。夕刻、総理自ら草された結論の部分を受領した。直ちに内閣総務課長に伝達した。

しかし、これで仕事は終つたというのではなく、演壇にのぼる直前まで想を練られる

(211)

総理の性癖で16日の「備忘録」には「目黒官邸にて総理演説案の最後の仕上げをなす」と記入してある。結論のところに手をいれられたのである。こうしてその日の午後、総理は国会で報告演説をされた。

なお、演説案作成の過程において13日の「東京新聞」が「政府の見解を表明 臨時国会 小笠原・琉球問題で」と題してつぎのような記事を掲げた。

「井口次官は11日午後4時すぎ西村条約局長・小畑翻訳班長とともに箱根小涌谷の山荘に吉田首相を訪問。講和調印の諸準備につき打合せを遂げたが、この際井口次官はその後の情報にもとづき13日に予定された講和最終草案の発表は米国側の都合で若干延期され、また、日米安全保障協定の発表も調印式の前後となる旨を報告したもようである。また、臨時国会における首相の講和経過に関する演説草案については岡崎官房長官・増田幹事長が前日吉田首相と打合せた結果にもとづき西村条約局長が技術的検討をすすめてきたが、小笠原・琉球などの信託統治地域にたいする最後の主権の帰属については井口次官が米国側と打合せの上なんらかの形で政府の見解を明らかにすることとなるもようで賠償問題その他最恵国待遇の取扱いなどについても国民の納得しうようできるだけ詳細な説明を行い、また、質疑にも応ずるが国府および中共のいずれを中国代表とみとめるかについてはなお国際法上微妙な問題があるのでふれないこととなるみこみである」

同じ13日の午前、ボンド参事官およびフィン書記官を往訪した際、先方からこの報道を指摘され米国政府が引合いにだされていることは極めて不快である、以後このようなことがないようにとの注意されるというエピソードがあつた。

13日の「備忘録」は「午前ボンド参事官およびフィン書記官を往訪。先方から

(i)……

(ii)……

(i) 信託統治地域に関する総理演説内容に関する新聞報道（東京新聞）で米国政府を

引合いにだしていることは極めて不快であるといひ注意を促さる。

(ii) ……」と記録している。

8月8日わが方の提出した説明案と10日受領した先方のサジェッションは、付録87に収めてある。

第15 安全保障協定に関する交渉

は し が き

日米安全保障協定案については、第3次交渉において交渉というようなのはなにもなかつたし、また、その前にまたはその後にわが方から提出した関連文書にたいしてもワシントンの反応はなかなか示されなかつた。平和条約草案の確定に忙殺されているので己むをえまいと善意に解釈しつつもわれわれ事務当局はしだいに焦燥感に似たものを感じだした。

7月27日わが方から条約案および協定案のある種条項の解釈についての文書— Interpretation (1), (2), (3) (この(3)は協定案に関する)—を提出した際、フィン書記官は「安全保障協定について、その後、日本側でなにかやつておられるか」—日本側で総司令部の他の部局と連絡でもしているのかと思つての質問である—と尋ねたので、藤崎は「別にアクションはとつていない」と答えた。フィン書記官は、「自分等の方にもアリソン公使が来た時以来、ワシントンからなんらの連絡もない。8月13日一条約案の公表予定日にこの方も公表されるのか9月4日からのサン・フランシスコ会議で署名されることになっているのか（米国の全権団にこの方の関係者が入つているという報道はみたが）、別に日本にたいする招請状がくるのか、なにも知らされていない。問合せ中である。ヘンスレイのこの前の電報は相当なものであつたが（注）こうしていて、また平和条約草案のときのようにスクープされたら大変だと思う。この問題について日本国民一般の気持はどうであるか」といつた。藤崎から「自分は、今ではみな take it for granted になつていと思う。ただ、ヘンスレイ電の秘密協定という言葉はどぎつく響いたらしく2・3の友人からすこしも秘密にする必要のないことが秘密協定の内容として挙げてあるではないかというような質問をうけた」と答えたところ、フィン書記官は「御承知のとおり3項目を協定の方に移そうという貴方の提案は vetoed された。この協定については、平和条約と違って、国務省はすべて国防省のことをきかなければならない。平和条約の締結を促進するためにそうせざるをえないという苦しい立場にある」といつた。

（注）ヘンスレイ電とは、7月17日UPヘンスレイ記者の電報で19日の各紙に報道された。権威筋の話によると、日米安全保障協定は公表されるものと秘密に付されるものの2つからなり、前者は来週辺り公表され9月平和条約調印の

後間もなく調印される。内容は、日本が米国に日本本土および周辺に軍事基地を持つ権利を与えるという一般的な取極である。後者は、「行政的取決め協定」といわれ、極東において共産主義に対抗する日米軍事協力の細目を取決めたもので次の事項をふくんでいる、として米軍基地の位地・大きさ・設計その他後日の行政協定に規定されたような事項を列記していた。

フィン書記官の口から洩れた國務省の苦衷は日頃われわれ事務当局も推察し同情していた一同時に歎いてもいた一ところであり、また、機密保持の必要についてもかれらにおとらず嚴重留意していた。

やがて協定案について重要な交渉が開始されることとなるのであるが、8月10日夕刻藤崎とふたりでシーボルト大使と会談した節、大使から機密保持について、日米安全保障協定の機密保持を要請する次官宛の覚書を受領したのであつた。同日の備忘録には「……夕刻、藤崎くんとふたりフィン書記官を訪ね、シーボルト大使にも会う。(i)…(ii)シ大使から「日米安全保障条約」の機密保持を要請する次官宛覚書をうけとつた。わたくしから、わたくしが責任を負いますと答えておいた。次官には帰省後直ちに報告しておいた。次官も大いに注意して呉れると思う。次官は、話しすぎる。信を人におきすぎる。相手を識別すべきである。人ににくまれるのがわれわれの、ある場合、不可避の運命である。I hate the press」と記入している。

7月27日の藤崎・フィン会談要録は付録76に収めてあり、また、8月10日受領のシーボルト大使の覚書については後でさらに説明する。

1 安全保障協定案第1条の解釈に関する照会

わが方が、7月27日および30日、安保協定案第1条の解釈に関する照会 Interpretation (3)をフィン書記官に提出したことは、すでに、第12で説明したとおりである。

2 7月30日午前、安全保障協定新案文の受領

7月30日午前、求めにより次官（西村同道）シーボルト大使（フィン書記官同席）を訪問したところ、安全保障協定の新案文を交付された。

新案文は、下記の5つの修正が加えられていた。

第1点 前文第2項で「日本は平和条約の効力発生と同時に効力を発生する合衆国

(214)

との安全保障条約を希望する」との一文章を加える。

第2点 前文第3項で日本が集団的自衛取極を締結する権利をもつとあるところを日本が主権国として…という言い方をする。平和条約と一致させるため。

第3点 第1条に「合衆国の陸・空および海軍を…駐屯させる（ステーション）」とあるのを「…配置する(ディスポーズ)」とする。軍事用語を使用したのである。

第4点 第1条に合衆国軍隊は外部からの武力攻撃にたいする日本の安全に寄与するためにあることが規定されていたが、それでは日本以外の地域において朝鮮事変のようなことが起きた場合に日本にある合衆国軍隊が動けるかどうかが明瞭でない。この点を明白にしておくため「この軍隊は極東における国際の平和と安全の維持ならびに…外部からの武力攻撃にたいする日本の安全に寄与するために使用することができる」とする。（いわゆる「極東条項」の追加）。

この点のみが実質上の問題であつた。

第5点 第2条に合衆国の同意なくしては第3国に与えてならぬものに「陸・空もしくは海軍の通過」を加える。

大使は、批准条項挿入のわが方の要望にたいして意思表示がないのは不思議だが反対というのではなく当然と考えているのだらうと思うといった。わが方から、新案文にたいし日本側の見解を回示する際に、もう1度批准条項に関する要請をくり返しておこうとのべた。

協定案の公表の時期が話題となり、大使は早い方がよかろうとの意見をのべ、わが方は案文が確定すれば公表した方がいいと考えるが時期は目下問題となつている国会の後がよろしかろう。平和条約案の公表が予定されている8月13日あたりはどうであらうか。総理の意向をうかがい、これまた、書きものにして連絡しようということにして会談を終えた。

受領した新案文の邦文は下記のとおり。修正の部分にはアンダーラインが施してある。

アメリカ合衆国及び日本国間安全保障協定案

前 文

日本国は、本日連合国と平和条約に署名した。日本国は武装を解除されているの

(215)

で、この条約の実施と同時に固有の自衛権を行使する有効手段をもたなくなる。

無責任な軍国主義が未だ世界から駆逐されていないので、前記の事態にある日本国には危険がある。よつて、日本国は、日本国と合衆国及び他の連合国との間の平和条約の効力の発生と同時に効力を生ずる合衆国との安全保障条約を希望する。

平和条約は、日本国が主権国として集団的自衛取極を締結する権利を有することを承認し、且つ、国際連合憲章は、すべての国が個別的及び集団的自衛の固有の権利を有することを承認している。

日本国は、これらの権利の行使に当つて、自国の防衛のための暫定措置として、連合国の1国たる合衆国が日本国に対する武力攻撃を阻止するよう、日本国内又はその近辺にその軍隊を維持することを希望する。

合衆国は、平和と安全のために、現在のところ日本国内又はその近辺にある程度の自国軍隊を維持する意思がある。但し、合衆国は、日本国が、攻撃的な脅威となり又は国際連合憲章の目的及び原則によつて平和と安全を増進すること以外の用に役立つ軍備をもつことを常に避けつつ、直接及び間接の攻撃に対する自国国土の防衛のため漸増的に自ら責任を負うことを期待する。よつて

- 1 日本国は、平和条約及びこの協定の効力の発生と同時に合衆国の陸、空及び海軍を日本国内又はその近辺に配置する（原案、駐屯させる）権利を許与し、合衆国は受諾する。この軍隊は、極東における国際の平和及び安全の維持並びに、1又は2以上の外部の国家による教唆又は干渉によつて惹起された日本国における大規模の内乱及び擾乱を制圧するため日本国政府の明白な要請に応じて与えられた援助を含み、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することができる。
- 2 第1条に定められた権利の行使される間、日本国は、合衆国の事前の同意なくして、基地、又は基地における若しくは基地に関する権利、権力若しくは権能、又は駐兵若しくは演習の権利、又は陸空若しくは海軍の通過を、第3国に許与しない。
- 3 合衆国軍隊の日本国内又はその近辺における駐屯を規律する条件は、両政府間の行政協定で決定する。
- 4 この協定は、国際連合又はその他による日本区域における国際の平和及び安全

の維持のため充分な措置を定める国際連合の措置（原案、協定）又はそれに代る個別的若しくは集団的の安全保障措置が有効となつたと合衆国及び日本国の政府が認めたときはいつでも効力を失うものとする。

3 7月31日のわが方意見の提出

新案文は30日午後1時までに藤崎とふたりで邦訳文を作成しこれにたいするわが方の意見案も作成しおえた。

翌31日箱根にいき一朝7時半発10時小涌谷三井別荘着一、総理に「(イ)安全保障協定の新案文とわが方のオブザベーションを説明し、オブザベーション全部につき総理の同意を得。(ロ)...(ハ)...(ニ)...(ホ)...。昼食をいただいて2時辞去。...。午後4時外務省に帰える。(イ)...(ロ)...(ハ)...。...。夕刻、安全保障協定に関するオブザベーションを次官よりシーボルト大使に手交」（31日の「備忘録」）した。

わが方のオブザベーションは、

- 1 修正提案にはすべて異存ない。
- 2 統一を保つため、つぎの用語変更を提案する。
 - a) 前文第3項 collective self-defence arrangements を平和条約第5条(c)に合わして collective security arrangements とする。
 - b) 前文第4項の the United States, which is one of the Allied Powers のアンダーラインした文言は、平和条約第5条(c)から participated in by one or more of the Allied Powers なる文句が削除されたから、必要でない。
 - c) 第3条の the stationing は第1条で station が dispose と改められたから the disposition としたがいい。
- 3 第5条として批准条項をくわゆべきである。協定は日本語と英語で作成されるものと思う。
- 4 公表の時期については国内政治上の考慮から平和条約最終案と同時に公表するのが好ましいと考える—
—というのであつた。

また、これとは別に新案文第1条の解釈について、7月30日 Interpretation (3)の修正としてわが方の見解を提出したことは、すでに説明したとおりである。

4 8月4日の米側回答

8月4日午前10時求めによりボンド参事官を往訪した。フィン書記官同席。わが方オプザベーションにたいする米側の回答を手交された。

回答は、わが方の申しでた修正3つすべてを受諾。第5条として「本条約— Treaty という文字を使用— は合衆国および日本国によつて批准されなければならない。批准書が両国によつて合衆国政府に寄託されたときに効力を発生する」と規定する、というものであった。

手交に際し、ボンド参事官は、米国政府は(i)連合国の一部では日米安全保障協定を問題にしていること、(ii)協定案の公表は共産陣営に宣伝の材料を供する結果となる懸念があることを考慮して協定調印まで協定の公表を希望しない旨を付言してきている旨をのべた。

5 8月6日のわが方の意見の提出

事務当局は、4日に、第5条をくわえ、かつ、承認された修正をとりいれた協定案の英文と和文を作成して、さらに、全体的に検討をくわえた。

第5条については異存が2つあった。

1つは、2国間条約に批准書寄託をするのは珍例である。批准書交換でなければならない。

いま1つは、批准書寄託で効力を発生するとしている。これでは前文で日本は平和条約の効力発生と同時に効力を生ずる安全保障条約を希望するとしているのと調子があわなくなる。

それで、8月6日午前、第5条をつぎのように改めたいとの要請を藤崎からフィン書記官に手渡した。

「……平和条約が合衆国と日本国との間に効力を生ずると同時に効力を生ずる。

批准書はワシントンで交換される」

効力発生条件についての規定がおかしいことは、フィン書記官も気がついてシーボルト大使とも話しあつた。2国間条約の場合には批准書交換が慣行である点には気がつかなくつたとのことであつた。

わが方の申出はワシントンへ電報すべきものと書記官が問うたので藤崎は局長の意見をきいて改めて返辞するといつて帰省した。ワシントンに電報してくれるよう、同日午後、電話しておいた。

6 8月10日の米側回答と機密保持

10日夕刻、他用（平和条約締結のための日本政府の権限とSCAPの権限の関係について当方の考察を提出した）でフィン書記官を往訪した際、シーボルト大使に会うよう求められた。藤崎同道。

大使の室にいったところ、大使は、

上記6日のわが方の意見にたいする回訓として

(i) 協定が条約と改められたこと。新条文が近く電報でくこと。

(ii) 第5条の効力発生の規定は前文第2項とインコンパチブルとは認めないこと。

の2点を内話した。

ロ) について大使は、「これはフレキシビリティを与える趣旨であろう。批准書が寄託された日に発効することにしておけば、この寄託の日を加減することによつて条約の発効の日を調節することができる」と説明した。

席上、安全保障条約のリークを防ぐため万全の措置をとるようとのワシントンの希望を伝えた次官宛書信を託された。（この点は「はしがき」ですでに説明したところである）。

以上のしだいは、翌11日箱根に総理を訪ねた際、総理の耳にいれた。

大使内報の第2点でワシントンが依然「批准書寄託」を固執していることは、ひどくわれわれふたり—藤崎と西村—を憤慨させた。ワシントンは日本の批准書はわが手にいれても米国の批准書は日本に渡したくないのかといった疑いがわれわれの腹の底に流れはじめた。10日の備忘録には「……(i)大使から安全保障条約と名称がきまつたこと。新条文が近く電報でくこと。第5条は原案でよいと思うこと—われわれの方で、前文で「平和条約と同時に効力を発生する安全保障条約を希望する」とあるから、そのような効力発生条件を定むべきだといつてやつた。米案は、おかしくも2国の批准書が寄託された時に効力を生ずるとしている。これは珍例である。わたくしの手にかける条約でこんな珍例を作ることを全く恥しく思う。ワシントンの奴等は、それで、大真面目なのだから、頭の程度が疑われる。世人だれも気がついてくれなければよいが—」と記入している。

7 8月14日の条約案の受領

8月14日午後、他用（平和条約第15条と掠奪財産についてわが方見解の提出）で藤崎がフィン書記官を往訪した際、フィン書記官は、

「これがワシントンから送ってきた最新の案文である。オーセンチックなものであると思う」

といつて、新案文を手渡した。そして、

「(i) 前文と書いてないが、これでいいのか。

(ii) 日本政府としては、日本語の正文も作成されることを希望されると思うがどうか。

(iii) 形式的な点について意見があつたら、申し越されたい」

といい、また、国連の行動にたいする協力に関する公文交換（本件については後に説明する）、が条約署名と同時に終わること、日本の全権団は平和条約とともにこの条約にも署名する全権を委任さるべきであるという趣旨のワシントンの訓電を読みあげ総理に伝達方を要請し、伝達したら次官または西村がDSにきて確認してほしいといつた。

要請された事項は、翌15日、書きものとして総理に伝達した。

フィン書記官は、両条約の署名について全権を必要とする点について、藤崎の私的見解を求めた。藤崎は、「この前の日曜の国会討論会なる放送で、民主党の千葉氏がこの問題を取りあげ岡崎官房長官の説明を求めたが、岡崎長官はきわめて慎重な答をしていた。千葉氏は、平和条約の署名と安全保障条約の署名とは別個のことで別個に考えねばならないといっていた。安全保障条約の内容をあかささないで、これに署名する全権をうけるように仕向けることは、なかなか困難な問題で、そこに問題の重点があるのではなかろうか」と私見をのべた。

これにたいして、フィン書記官は、「その困難は、よくわかる。全権を引きうけた人にたいして内密にじゅうぶん説明したらどうか。その場合にはつぎのような説明ぶりも考えられる。

(i) インド、エジプト等の中間勢力存在が平和条約の安全保障に関する規定に反対を唱えているから、平和条約と安全保障条約を混合させぬようにする必要があること。

(220)

(ii) ソ連もサン・フランシスコ会議にくることになった以上、なおさらこの条約を秘密にする必要があること。

(iii) 民主党の方は、芦田氏その他、集団安全保障の方式には賛成であることを外交部にもいつているくらいだから、この条約に異存はあるまいこと。

ただ、民主党が相談をうけていないということに不満があることが原因になつてゐることは、わかる。いずれにすよ、平和条約に署名する全権のうちから、例えば、民主党の人が安全保障条約の署名から脱落するとしたら、米国側としても具合が悪いだろう。しかし、そうなつた場合には、連絡してほしい。ワシントンに伝達しリアクションをみよう」と私見としてのべた。

14日の「備忘録」には、「午後、第15条と掠奪財産に関する日本政府の見解を書きものにしたものを藤崎くんからフィン書記官に交付する。その際、安全保障条約の最新案文を交付され、その日本文5通を先方にとどけるよう希望される。

また、国連の行動にたいする公文交換が安全保障条約署名と同時に交換されるものであること、ならびに、日本全権は平和条約と安全保障条約とに署名する全権委任状を有すべきものであることを総理に伝えてくれとたのまれる。当然のこと。いわれずとも百も承知。為念箱根に書いてやることにするーアホランけれど」と記入してある。

同14日の夕刻から法制意見局の林局長に外務省にきてもらい藤崎・力石に西村と4人で安全保障条約の新案文の邦文を10時までかかつて作りあげた。

和文テキストは、先方の要望で、15日、6通をフィン書記官に交付した。

8 8月15日のわが方の意見

上記のように14日の会談で、フィン書記官は、形式的な点ならば日本側の意見を申しでてほしいといつたので、この際今1度先方にいつておきたいと思う事項をまとめて、15日条約の日本文を持参した際、フィン書記官に提出した。

書記官は、形式上の問題だからよろこんでワシントンに電報してやるといつた。

わが方の要請は、

(i) 本文のはじまる前にある「よつて」のつぎに「両国は、つぎのとおり合意した」を加える。

(ii) 批准書の寄託の代りに、ワシントンで交換するようにすべきである。2国間条約の場合には批准書の交換を通例とする。

(221)

(ハ) 末尾に

その証拠として、下名の全権委員は、本条約に署名した。

1951年 月 日 でイギリス語および日本語で本書2通を作成した」
を加える。(これで、日本語が作成されることを期待していることを表明した)。

(ニ) 1ないし5とある番号を第1条ないし第5条と「条」を加える。

の4点であつた。

席上、先方から質問があつたので、安全保障条約の全権委任状は平和条約のそれとは別になるが政治的な理由から厳秘にしていると説明し、先方は了承した。

この条約の調印の場所について、先方は未だ確定的なことは知らないといつた。

9 8月18日の米側の意思表示

8月18日午前、フィン書記官は、米国政府が上記の4点に関するわが方のサジェ
ジェッションをすべて承諾した旨を藤崎に電話連絡越した。

10 8月20日の安全保障条約最終案文の回示

こえて8月20日午前、フィン書記官は、

(1) 条約の正式の名称は「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約」である。

(2) 全文を通じて「合衆国」を「アメリカ合衆国」とする。

(3) 第5条を

「この条約は、日本国およびアメリカ合衆国によつて批准されなければならない。
この条約は、批准書が両国によつてワシントンで交換された時に効力を生ず
る」

とする。

(4) つぎの末文を加える。

「以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

1951年 月 日にサン・フランシスコ市で、日本語および英語により、本
書2通を作成した」

旨をタイプしたペーパーを藤崎に手交し日本語テキストができたなら貰いたいといつ
た。

日本語テキストは、8月24日作成を了し25日外交部に提出した。

このようにして日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約の最終案文は決定し
た。8月25日といえば日本全権団のサン・フランシスコ会議への出発(31日夕)
の数日前のことである。

む す び

平和条約とちがつて安全保障条約は第3次交渉とサン・フランシスコ会議との間に重
要な修正一形式上も内容上も一が加えられた。そのうちで最も重要なのは、いわゆる
「極東条項」の挿入である。この結果、それまでの案文では在日米国軍隊は外部からの
攻撃にたいして日本の安全に寄与するためにあるとされており、在日米国軍隊による日
本防衛に疑問はなかつた。ところが、「極東における国際の平和と安全の維持」が新た
に加わり、しかも、「…寄与するために使用することができる」となつたために、在日
米国軍隊による日本防衛の確実性が条約文面から消えうせた。事務当局はこの点を最重
視し、そのしからざるゆえんを解釈問題として一つの理論をくみためてワシントンの同
意を取りつけようと努力を集中したが成功しなかつた。また「極東条項」に関連する諸
問題一極東の範囲をどう考えるか、極東における国際の平和と安全の維持に寄与するた
め在日米国軍隊が使用される場合日本の提供している施設・区域が使用されるとして日
本政府がどの程度この使用に関与しうるか等一についてじゅうぶん考慮をめぐらさない
で簡単に総理にOKしかるべしと意見を申しあげた。これらについては、今日にいたる
まで事務当局として責務の遂行に不充分なところがあり汗顔の至りである。

叙上安全保障条約に関する交渉に關係する書類すなわち

1 1951年7月27日安全保障協定新案文受領の際のシーボルト・次官(西村)会
談録

2 7月27日受領した安全保障協定の新案文

3 7月31日先方に提出したわが方の意見

4 8月4日の米側回答

(編注3)

5 8月6日のわが方意見

- 6 8月5日作成の協定案英文および和文
 - 7 8月6日の藤崎・フィン会談録
 - 8 8月10日のシーボルト大使内報記録
 - 9 8月10日シーボルト大使から受領した機密保持に関する次官宛覚書
 - 10 8月14日受領した安全保障条約の新案文
 - 11 8月14日の藤崎・フィン会談録
 - 12 8月14日の国連の行動にたいする協力に関する交換公文および安全保障条約の署名全権委任状に関する総理あてメモ
 - 13 8月15日フィン書記官に手交した新条約案の日本語
 - 14 8月15日のわが方の意見
 - 15 8月15日の西村(藤崎)・フィン会談録
 - 16 8月20日の安全保障条約最終案に関する米側の回示
 - 17 安全保障条約最終案(英文)と8月24日作成・25日先方に交付した日本語テキスト
- は、付録88に収めてある。

このようにして安全保障条約に関する交渉は妥結したので8月15日からこの条約に関する交渉全般の経過調書の起草に着手し20日完成して総理に提出しておいた。

調書は、付録89に収めてある。

第16 国際連合の行動にたいする協力に関する交換公文

1 2月8日の先方の申出

第1次交渉の際、2月8日、先方から、日米集団的自衛協定に関連して、平和条約成立後も日本が現在どおり国連軍の通過と日本における物資買付によつて国連軍を支持する趣旨を明らかにする追加文書を作成したいとの申しでがあつた。2月9日、事務当局の会談で、わが方から先方の文書にあつた「ファイナンシャル・アレンジメント」の意味をたずねた後、追加文書について彼我の間に意見の一致をみた。国連協力の根本方針が堅持されるかぎり、占領管理の下になされている国連協力は平和条約締

結後も継続すべきものであり、継続されるとすればこれに国際法上の根拠を与える必要があるから、これは当然である。

上記については、この調書の第4巻「1951年1～2月の第1次交渉」の第14および第15に詳述してある。参照ありたい。

2 4月18日の先方の申出

第2次交渉の際、4月18日の総理・ダレス会談の席上、特使は、一般的報告のあと、この追加文書にふれ、(イ)この文書に「国連軍」とあるのをより正確に「国際連合諸国の軍隊」とし、(ロ)地域が「朝鮮に限定されているのを取り除き将来事態に不測の発展がある場合に対処する余地を存したいとの陳述があり、総理から異存ない旨を答えられた。

上記については、この調書の第5巻「昭和26年2月～4月」のⅢ第5に詳説してある。参照ありたい。

3 8月7日の先方の申出。

7月の第3次交渉においては本件にふれるところはなかつた。

8月7日にいたつて、同日午後井口次官(西村)・シーボルト大使往訪の節、大使は追加文書を交換公文にしたいとの希望とともに公文案を手交した。公文案の内容は追加文書と同趣旨であるがはるかに平易な表現になつていた。通読してふたりとしては異議なしと思うも総理に報告してその指示をえて8日正式に回答する旨をのべて辞去した(注)。

直ちに次官から総理に報告し了承をえた。また、公文案の英文と和文を取りそろえて同日午後6時箱根に帰山しようとする総理にとどけた。

(注) 同日の「備忘録」は、

「…その際、大使より先日「毎日」が載せたフルブライト法による米国の日本における文化事業実施に関する報道の切抜を示し「困まる」と注意あり。

帰省後、田付文化部長に注意を促す。文部省筋より洩れたるものなりとの説

明あり。直ちに文部省主管の稲田局長にシ大使より注意ありたる事実を通報し将来注意方依頼す」との記入がある。

4 8月8日の案文妥結

8日午後零時半、藤崎とふたりでフィン書記官を往訪。公文をアチソン長官と総理との間に交換せることに異議ない旨の回答書を差しだし、参考として、わが方で作成した総理の返簡案を手渡した。

席上、フィン書記官の間にたいし「ここにジャパニーズ・デレゲートとあるのは吉田総理兼外相を意味するものでワシントンに電報されるときはミスター・ヨシダとされることに異議ない」と答えておいた。

5 8月14日の先方の要請

8月14日午後、藤崎が他用をもつてフィン書記官を往訪した際、同書記官は、安全保障条約の署名のための全権委任状の件とあわせ本件公文が安全保障条約の署名と同時に交換されるものであることを総理に伝達方を要請し一筆書き藤崎に手渡した。先方の要請は、同日、メモとして総理に提した。

このことは、安全保障条約の節ですでに説明したとおりである。

6 8月24日の交換公文案の整理作成

公文の来簡案と返簡案の英文と和文は、24日、整理作成し、25日、先方に交付した。

先方に交付した和文は、つぎのとおりである。(返簡和文のみを掲げる。返簡のなかには来簡がレピートされているからである)。

「書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、貴長官が次のように通報された本日付の貴簡を受領することを確認するの光栄を有します。

本日署名された平和条約の効力発生と同時に、日本国は、国際連合に「この憲章にしたがつてとる行動についてあらゆる援助」を与えることを要求する国際連合憲章の第2条に表明された義務を引き受けることになります。

われわれの知るとおり、武力侵略が朝鮮に起りました。これにたいして、国際連合およびその加盟国は、防止行動をとつています。1950年7月7日の安全保障理事会決議にしたがつて合衆国の下に国際連合統一司令部が設置され、総会は、1951年2月1日の決議によつて、すべての国および当局にたいして、国際連合の

行動にあらゆる援助を与えるようかつ侵略者にいかなる援助をも与えることを慎むように求めました。連合国最高司令官の承認をえて、日本国は、国際連合の行動に軍隊が参加している国際連合加盟国に施設および役務を提供することによつて、国際連合の行動に重要な援助を従来与えてき、また、現に与えています。

将来は定まつておらず、不幸にして、国際連合の行動を支持するための日本国における施設および役務の必要は、継続しまたは再び生ずることがありえますので、わたくしは、平和条約効力発生の後に国際連合の1または2以上の加盟国の軍隊が極東における国際連合の行動に従事する場合には、このような国際連合の行動に従事する軍隊を当該の1または2以上の加盟国が日本国内およびその周辺において支持することを日本国が許しかつ容易にすることを、貴国政府に代つて確認されれば、幸甚であります。日本の施設および役務の使用に伴う費用は、現在とおりにまたは日本国と関係国際連合加盟国との間で別に合意されたとおりに負担されるものとします。合衆国に関するかぎりは、合衆国と日本国との間の安全保障条約の実施細目を定める行政協定にしたがつて合衆国に供与されるところをこえる施設および役務の使用は、現在どおりに、合衆国の負担においてなされるものであります。

本大臣は、貴簡の内容をじゅうぶん了承した上で、政府に代つて平和条約の効力発生の後に国際連合の1または2以上の加盟国の軍隊が極東における国際連合の行動に従事する場合にはこのような国際連合の行動に従事する軍隊を当該の1または2以上の加盟国が日本国内およびその周辺において支持することを日本国が許しかつ容易にすることを確認するの光栄を有します。日本の施設および役務の使用に伴う費用は、現在どおりにまたは日本国と関係国際連合加盟国との間で別に合意されたとおりに負担されるものとします。合衆国に関するかぎりは、日本国と合衆国との間の安全保障条約の実施細目を定める行政協定にしたがつて合衆国に供与されるところをこえる施設および役務の負担は、現在どおりに、合衆国の負担においてなされるものであります。

本大臣は、この機会に貴長官にたいして重ねて敬意を表します」

国連の行動にたいする協力に関する交換公文関係書類すなわち

1 8月7日受領した来簡案

- 2 8月8日のわが方の同意回答案
 - 3 8月8日参考として先方に交付したわが方の返簡案
 - 4 8月14日フィン書記官が藤崎に手渡した一筆書
 - 5 8月24日作成・25日先方に交付した交換公文案 英文
- は、付録90に収めてある。

第17 8月27日の総理の内奏

8月27日、総理はサン・フランシスコへ出発をひかえて内奏をされた。

その際平和問題関係の資料を用意するよう、25日（土）、箱根から下命があつたので、取りいそぎ藤崎くんとふたりで、「米英共同草案の原案と最終案との相違点」（新たに領土条項についての説明を加えた）「日米安全保障条約」、「サン・フランシスコ会議の議事日程表」に日米安全保障条約の英文・和文を揃えをそえて目黒官邸にとどけておいた。

8月25日の「備忘録」には、「午後……日本堂で元彦に腕時計（2,400円）を買ってやる。桑港出張の記念である。それは元彦の願望でもあつた。それからオリンピックで夕食をしたため、あと西銀座を新橋へ歩いていたら一益田くんがわたくしを探しまわっているのにパツリあう。「また仕事ですよ」とのこと。役所の自動車で役所にゆき、そこで、藤崎くんとふたりで27日の内奏資料のうち領土問題のところを改めたものを作成し安全保障条約の英文と和文とともに目黒官邸にとどけ、夜10時帰宅する。「ふたつの急用は箱根なる総理の命によるもの」との文言がある。

27日総理の内奏の資料として差しだした文書は、付録91に収めてある。

む す び

この巻（Ⅵ）をもつて平和条約とその関連文書ならびに安全保障条約とその関連文書の交渉開始から妥結にいたる経緯を説明し終えた。

もつとも、平和条約第15条(a)に関する紛争の解決のための協定に関する交渉と安全保障条約の実施細目協定すなわち行政協定に関する交渉とはサン・フランシスコ会議の

ため中断され会議の後日改めて交渉が再開された。また、オーストラリアとの漁業問題やわが国内立法「連合国財産補償法」はサン・フランシスコで、あるいは、サン・フランシスコの後で再び問題とされる—その経過についてはこの調書の後続の諸巻で説明する計画である。

この巻の説明は、第2次交渉の後にはじまり第3次交渉を経て8月末すなわちわが全権団のサンフランシスコ会議むけ出発の直前にまで及んでいる。

7月にはいると、実際のところ、サンフランシスコ平和会議についての彼我の話しあいと国内における諸準備作業一事は多く政治の最高責任者として総理を中心とし総理自ら裁断処理されるものであつたが—とがはいつてきて、それが事務当局の頭脳と時間に相当の重圧となつてきた。会議が近づくにつれ、それはますます激しくなつてきた。その部面に関する説明は、この巻ではすべて省略した。次巻（Ⅶ）「サン・フランシスコ平和会議」のⅠ 「東京編」で説明することとする。

（1969.9.4稿了）